

# 東金市

## 地域福祉計画

### 地域福祉活動計画



東 金 市  
社会福祉法人東金市社会福祉協議会



## ご あ い さ つ

少子高齢化や核家族化が進行した現代社会では、家庭内における介護や子育てといった機能が弱まってきているばかりではなく、地域においても近隣との支えあいや人と人とのつながりが希薄化し、虐待や孤独死など新しい社会問題が起こっております。

東金市でも、地域における福祉サービスに対するニーズは増大し、さらに複雑かつ多様な問題への対応も迫られており、従来の公的なサービスのみでは対応が難しい状況にあります。

「住みなれた地域で安心して自分らしく暮らしていきたい」と願っている方々は少なくありません。また、昨年の東日本大震災でも、近所づきあいや自治会活動をはじめとする地域の力の重要性があらためて浮き彫りとなりました。

こうした背景のもと、今、住民の皆様相互の助け合いや支えあいの支援と公的なサービスの充実を両輪とした地域福祉の充実が求められております。

そこで、地域住民の皆様とともに、行政、社会福祉協議会、各関係機関が協働し、地域に根ざした支えあいのまちづくりを進めていくための指針となる「地域福祉計画」を策定しました。

本計画は、福祉施策推進の中心となる社会福祉法人東金市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体として策定し、より実効性のあるものにしております。

今後は、本計画の基本理念となります「自然豊かな郷土で 市民が支えあって ぬくもりあふれるまち 東金」を目指し、住民の皆様や関係団体等と協働で地域福祉を推進し、「東金に住んでいてよかった」と実感して頂けるようなまちづくりに努めてまいりたいと考えておりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査、地域福祉座談会、関係団体ヒアリング調査等にご協力をいただきました住民の皆様並びに関係団体の方々に、心から感謝申し上げます。

平成 24 年 3 月

東金市長 志賀 直温

## ご あ い さ つ

東金市社会福祉協議会「地域福祉活動計画」の策定にあたり、ごあいさつ申し上げます。

東金市社会福祉協議会は、「ふれあいとささえあいのある住みよいまちづくり」をスローガンに、市民や地域、市内のあらゆる団体、組織の相互理解と協働によって地域福祉を推進しておりますが、さらなる地域福祉の充実と進展を図るため、平成 24 年度からの 5 ヶ年計画として「地域福祉活動計画」の策定を進めてまいりました。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」と、相互に協力して地域福祉の推進を目的とする実践的な活動、行動計画です。

今回の計画は、行政による「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、皆が同じ目的に向かって、一緒に力を合わせて様々な福祉課題を解決することを目的としています。地域福祉を進める上での市全体の理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実現、実行するための中核をなす社会福祉協議会のあり方を定める計画が、「地域福祉活動計画」といえます。

また、本計画作成にあたっては、地区社会福祉協議会を中心に地域での「地域福祉座談会」の実施、市民アンケートや当事者団体への調査など、多くの市民に参加していただき、皆様から寄せられたいろいろなご意見、課題を盛り込ませていただきました。

この計画を実行するにあたり、市民の皆様、関係機関、団体の皆様には、なお一層のご理解と、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力をいただきました策定委員や地区社協関係者、多くの市民の皆様にご心より厚くお礼申し上げます、ごあいさつといたします。

平成 24 年 3 月

社会福祉法人東金市社会福祉協議会  
会 長 外山 允一

# 目次

<b>第1部 計画策定のために</b> .....	<b>1</b>
<b>第1章 計画策定の基本事項</b> .....	<b>2</b>
1節 地域福祉の意義と計画策定の目的.....	2
2節 地域福祉計画、地域福祉活動計画の関係.....	3
3節 計画の位置付け.....	4
4節 計画の期間・関連計画.....	6
5節 計画策定の体制.....	7
<b>第2章 東金市の地域福祉を取り巻く現状と課題</b> .....	<b>9</b>
1節 東金市の地域特性.....	9
2節 統計からみる現状.....	13
3節 地域福祉をめぐる東金市の現状と課題.....	22
<b>第3章 計画のめざす方向</b> .....	<b>25</b>
1節 計画の基本理念.....	25
2節 計画の基本目標.....	26
3節 重点プロジェクト.....	28
4節 施策の体系.....	32
<b>第2部 計画推進のために</b> .....	<b>33</b>
<b>第1章 施策の展開</b> .....	<b>34</b>
目標1 情報の充実.....	34
目標2 相談支援体制の充実.....	38
目標3 権利擁護の推進.....	41
目標4 良質なサービスの供給.....	44
目標5 安全で暮らしやすいまちづくりの推進.....	49
目標6 地域福祉体制の強化.....	54
目標7 交流とふれあいの拡大.....	59
<b>第2章 計画の推進</b> .....	<b>66</b>
1節 推進体制と計画の進行管理.....	66
2節 市民参加の促進.....	66
3節 地域福祉推進のための連携強化.....	66
4節 計画の普及・啓発.....	67
<b>第3章 参考資料</b> .....	<b>68</b>
1節 市民アンケートからみる現状.....	68
2節 地域福祉座談会からみる現状・課題、今後の取り組み.....	75
3節 関係団体へのヒアリング.....	88
4節 東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱・名簿.....	91
5節 東金市地域福祉計画策定庁内検討委員会設置要綱・名簿.....	93
6節 計画策定経過.....	95
7節 用語説明.....	96



# 第 1 部 計画策定のために

# 第1章 計画策定の基本事項

## 1 節 地域福祉の意義と計画策定の目的

### (1) 社会の変化

昔も今も、私達が暮らしている地域の中には、病気、高齢、障がい\*などの原因により、あるいは仕事や家庭の事情などによって、一時的ないし恒常的に、何らかの支援を必要とする人がいます。こうした人達を、かつては家族内や地域内の相互扶助によって支えてきましたが、都市化の進展に伴い、この相互扶助の仕組みが次第に失われてしまいました。さらに、少子化、高齢化、核家族化が進んだ今日では、社会的な支援を必要とする人やケースが飛躍的に増えています。

社会のこうした変化を踏まえ、国では社会福祉事業法を大幅に改正した社会福祉法施行（平成12年）を機に、従来の行政措置中心の福祉政策を転換し、ノーマライゼーションに基づく地域福祉を福祉政策の中心に位置付け、今日に至っています。

### (2) 東金市の状況

こうした時代潮流にあって、平成16年4月に市制施行50周年を迎えた東金市（以下、「本市」という。）は、50余年の間に市街地の形成や大規模住宅開発が進んだ結果、人口は1.7倍の約6万人になるとともに、市民の暮らしに関わる社会基盤が次々に整備されてきました。

まちの姿も市民の暮らしも大きく変わる中、本市では国の制度に即し、分野ごとに福祉の充実を図ってきました。しかし、人口構造の変化や一人ひとりの生活様式の多様化などの要因により、ますます細分化や高度化する福祉ニーズに対し、行政主体の福祉では対応しきれない状況になってきました。

### (3) 東金市における地域福祉計画の意義

今後も少子高齢化が進行すると予想される本市では、拡大する福祉ニーズに対し、個人や家族で解決する（自助）、個人や家族で解決できない問題に地域や関係団体に関わる（共助）、地域や関係団体で解決しきれない問題に行政に関わる（公助）という、「自助」「共助」「公助」の仕組みを一層強化し、市民、地域、関係団体、行政がお互いに支え合いながら、より良い方策を見出していくことが必要です。そして、この取り組みが「地域福祉」そのものといえます。

市民の意識や地域の実情に立脚し、時代の移り変わりとともに現出した課題を真摯に受け止めた上で、地域福祉を通じて自己実現や自己啓発を果たしたいという意識を持つ多くの市民とともに地域福祉を推進していくことを目指して、この「東金市地域福祉計画」及び「東金市地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を一体的に策定します。

本計画書では、漢字表記であった「障害者」、「障害」の文字について、法令等に基づくものや固有名詞などを除き、原則として「障がい者」、「障がい」と表記します。

## 2 節 地域福祉計画、地域福祉活動計画の関係

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

つまり、地域福祉を進める上での市全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画といえます。

### 【参考】社会福祉法（抄）

#### 第 4 条(地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

#### 第 107 条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

#### 第 109 条(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

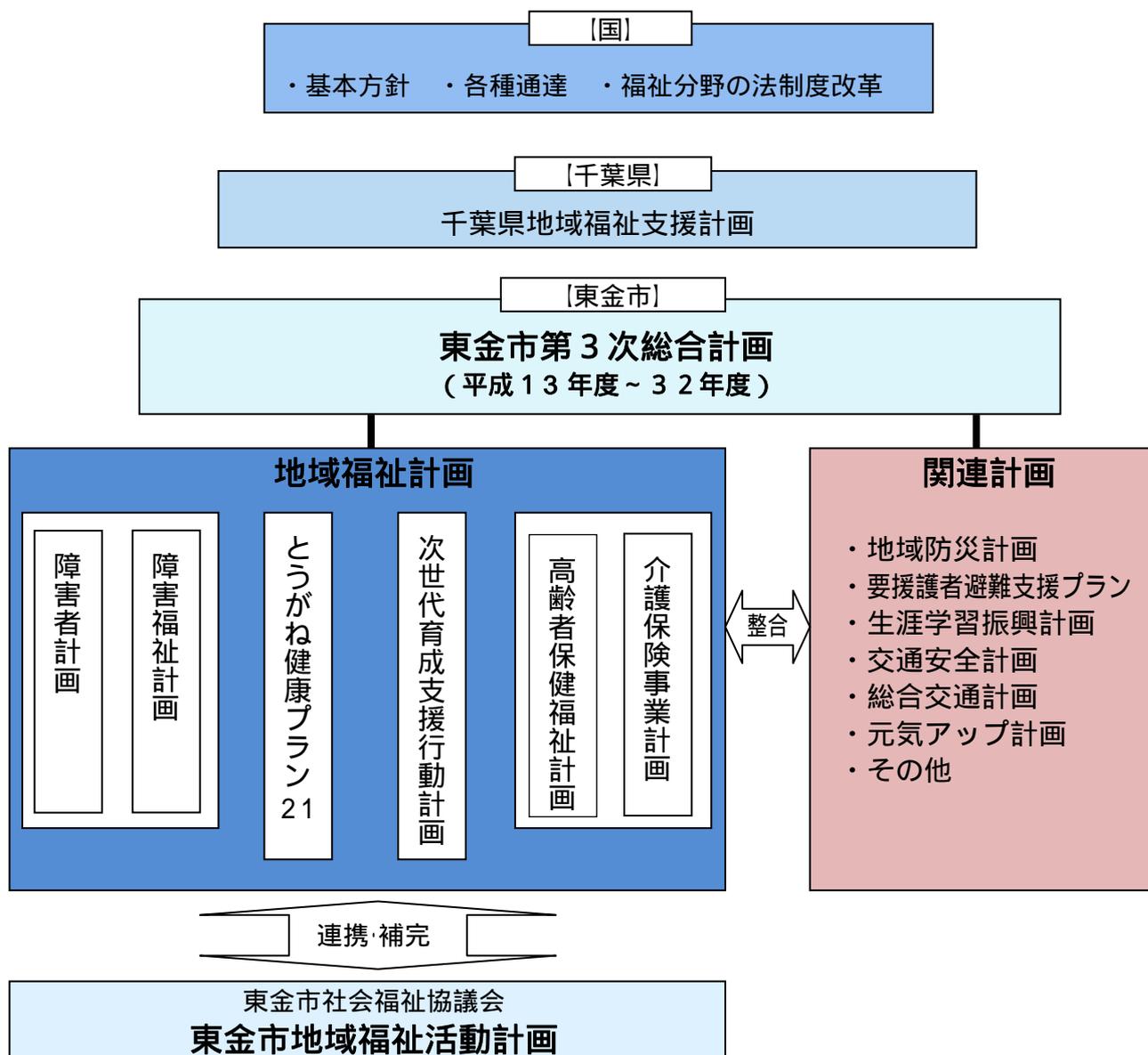
### 3 節 計画の位置付け

「東金市地域福祉計画」は、市政運営の基本方針である「東金市第 3 次総合計画」の部門別計画として位置付けられます。

高齢者、障がい者、児童、健康増進、介護保険などの保健・福祉に関連する各計画との整合を図りながら、これらの計画に共通する考え方である市民生活全般にわたる福祉の向上を図るための理念と市民主体のまちづくりや市民参画を基盤とした市全体の取り組みを明らかにします。

「東金市地域福祉活動計画」は、東金市社会福祉協議会の基本的な活動方針を明らかにする計画であり、市民、地域団体、ボランティア、NPOなどが自主的・自発的な活動を行いながら、お互いに連携する「共助」の性格をより明確にしたものです。

本市では、市と社会福祉協議会が緊密に連携し、地域福祉の目指す社会像の実現に向けて協力して活動するため、2つの計画を一体的に策定するものです。



<p>東 金 市 第 3 次 総 合 計 画</p>	<p>総合計画は、東金市の行政分野全体の「総合的な計画」であり、将来像・基本理念・施策・事業などに関して骨格となる基本的な考え方と方向性を示した計画で、基本構想と基本計画から成り立っています。</p> <p>本市の様々な計画の最上位計画として、個別計画の指針としての役割を担っています。</p> <p>-----</p> <p>将来像と基本理念 「人・自然 ときめき交感都市 東金」</p> <p>5つの基本方針</p> <p>    こころ豊かなまちづくり(生涯学習・教育・文化・国際交流)</p> <p>    ぬくもりのあるまちづくり(健康・福祉)</p> <p>    うるおいのあるまちづくり(自然・環境)</p> <p>    活力あるまちづくり(産業・雇用)</p> <p>    安全で快適なまちづくり(都市基盤)</p> <p>目標年度:平成 32 年度</p>
<p>東 金 市 第 6 次 高 齢 者 保 健 福 祉 計 画 ・ 第 5 期 介 護 保 険 事 業 計 画</p>	<p>現行の「東金市第5次高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」の達成度や実態調査の結果を踏まえ、介護保険事業費の推計を行い、介護保険料を設定します。また、介護保険サービスや介護予防、健康づくり、生きがいの仕組みが身近な地域の中に整備され、それらのサービスや支援を活用しながら高齢者が健康で生きがいをもった生活が送れるよう策定します。</p> <p>-----</p> <p>基本理念</p> <p>「支え合う あたかな地域の中で、自立した活力ある高齢者が暮らす 東金」</p> <p>計画期間:平成 24 年度～平成 26 年度</p>
<p>第 2 期 東 金 市 障 害 者 計 画</p>	<p>障がいのある人が地域において自立した生活を送れるよう、幅広い分野を網羅した、障害者基本法に基づく総合的な計画です。平成 23 年度には、自立支援法に基づく「障がい福祉計画」を策定し、「第 2 期東金市障害者計画」と整合性を持った計画としてを一体的に施策を推進していきます。</p> <p>-----</p> <p>基本理念 「障害のある人もない人もぬくもりの地域で共に暮らせるまちづくり」</p> <p>計画期間:平成 23 年度～平成 32 年度</p>
<p>東 金 市 次 世 代 育 成 支 援 後 期 行 動 計 画</p>	<p>東金市に住む 18 歳未満のすべての子どもと子育て家庭を対象に、市が取り組む次世代育成支援施策の目標や方向を示した「東金市の子どもに関するマスタープラン」として、家庭、学校、地域、職場など東金市全体での取り組みを促進するための指針として位置づけています。</p> <p>-----</p> <p>基本理念</p> <p>「子どものための親育て・子育てを地域ぐるみでサポートする とうがね」</p> <p>計画期間:平成 22 年度～平成 26 年度</p>
<p>と う が ね 健 康 プ ラ ン 2 1</p>	<p>市民が生涯を通じて健康で質の高い生活を送ることができるよう、生活習慣病予防と健康づくりのための、地域に根ざした活動の展開を目指し策定したものです。</p> <p>-----</p> <p>基本理念 「一人ひとりの健康づくりをみんなで支えるまちづくり」</p> <p>計画期間:平成 16 年度～平成 25 年度</p>
<p>第 二 次 千 葉 県 地 域 福 祉 支 援 計 画 ( 千 葉 県 策 定 )</p>	<p>千葉県における地域福祉推進の基本方針であるとともに、市町村支援のガイドラインとして位置づけられています。この計画では、県の地域福祉施策を推進するための共通理念と、取り組みの方向性を示すこととし、各分野の具体的施策については、個別の計画において推進されることを基本とします。</p> <p>-----</p> <p>基本理念 「互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会」を目指して</p> <p>計画期間:平成 22 年度～平成 26 年度</p>

## 4 節 計画の期間・関連計画

本計画の期間は、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、市民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うものです。

図表-1 主な計画と計画期間

計画名	年度	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	平成 32年
総合計画	第3次基本構想(20年間 平成13~32年)										
	第3期基本計画						第4期基本計画(予定)				
地域福祉計画 地域福祉活動計画		本計画(5年間)					(次期計画予定)				
障害者計画		第2期(10年間)									
障害福祉計画	第2期	第3期			第4期(予定)			第5期(予定)			
高齢者保健福祉計画	第5次	第6次			第7次(予定)			第8次(予定)			
介護保険事業計画	第4期	第5期			第6期(予定)			第7期(予定)			
次世代育成支援行動計画		後期計画				(未定)					
とうがね健康プラン 21		平成16~25年			(未定)						
地域防災計画			(改訂予定)	(未定)							
要援護者避難支援プラン	平成21年策定	----->									
千葉県地域福祉支援計画		第2次計画(平成22~26年)				(未定)					

## 5 節 計画策定の体制

### (1) アンケート調査による市民意向の把握

本計画策定にあたっての基礎資料とするため、市民を対象に、「地域福祉アンケート調査」（以下、「市民アンケート」という。）を実施しました。

図表-2 地域福祉アンケートの実施概要

実施時期	平成 23 年 7 月 1 日～7 月 20 日	
配布・回収方法	調査票の郵送による発送・回収	
対象者	配布数	回収票(回収率)
18 歳以上の市民	2,000 票	1,005 票(50.3%)

意見と回答は、参考資料を参照のこと

2,000 人は、住民基本台帳から、年齢別、地区別の層化法により、無作為に抽出した

### (2) 座談会による地域意向の把握

本計画策定にあたっての基礎資料とするため、地域福祉座談会を各地区で 2 回ずつ開催しました。

図表-3 地域福祉座談会の実施概要

日 程	地 区	回 数	会 場	参加者数
平成 23 年 7 月 2 日(土)	田間・嶺南	1 回目	ふれあいセンター	15・13 人
平成 23 年 7 月 2 日(土)	東金第 1・東金第 2	1 回目	中央公民館	12・13 人
平成 23 年 7 月 9 日(土)	正気・福岡	1 回目	正気公民館	16・11 人
平成 23 年 7 月 9 日(土)	豊成・公平	1 回目	豊成公民館	17・15 人
平成 23 年 7 月 10 日(日)	丘山・源	1 回目	丘山公民館	11・13 人
平成 23 年 7 月 10 日(日)	大和・城西	1 回目	大和公民館	18・14 人
平成 23 年 8 月 6 日(土)	豊成・公平	2 回目	公平公民館	17・16 人
平成 23 年 8 月 6 日(土)	正気・福岡	2 回目	福岡公民館	13・13 人
平成 23 年 8 月 7 日(日)	東金第 1・東金第 2	2 回目	市役所	12・12 人
平成 23 年 8 月 7 日(日)	田間・嶺南	2 回目	市役所	13・14 人
平成 23 年 8 月 21 日(日)	大和・城西	2 回目	市役所	16・10 人
平成 23 年 8 月 21 日(日)	丘山・源	2 回目	源公民館	9・16 人

地域の現状・課題、取り組みは、参考資料を参照のこと

### ( 3 ) 関係団体ヒアリング調査

本計画を策定する際の基礎資料とするため、高齢者支援、子育て支援、障がい者支援、その他の各分野で地域福祉に携わる関係団体・機関に、活動に関する現状や課題、今後の方向性、地域福祉施策について調査シートの記入を依頼し、その内 4 団体にインタビュー調査を実施しました。

(意見と概要は、参考資料を参照のこと)

### ( 4 ) 委員会による審議

本計画の策定は、「東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」(以下、「計画策定委員会」という。)において、事業の進捗状況、市民アンケート及び地域福祉座談会などの結果に基づき、全 3 回にわたって審議した結果をとりまとめました。

計画策定委員会は、公募市民、地域組織代表、学識経験者、保健福祉事業関係者など、全 15 人で構成しています。会議は公開して開催しました。

(委員名簿は参考資料を参照のこと)

### ( 5 ) パブリックコメントによる市民の意向把握

本計画の中間案を市ホームページなどで公表し、広く市民の意見・提案を計画に反映するよう努めました。

パブリックコメントでは、14 件 (7 人) からの意見をいただきました。すべての意見は計画策定委員会に報告し、計画に反映しています。

実施期間：平成 24 年 2 月 13 日～平成 24 年 3 月 13 日

### ( 6 ) 市庁内関係部署による審議

庁内関連部署による庁内検討委員会を適宜開催し、計画に関連する事業の進捗調査、事業計画の調整、指標の設定などの協議を行いました。

## 第2章 東金市の地域福祉を取り巻く現状と課題

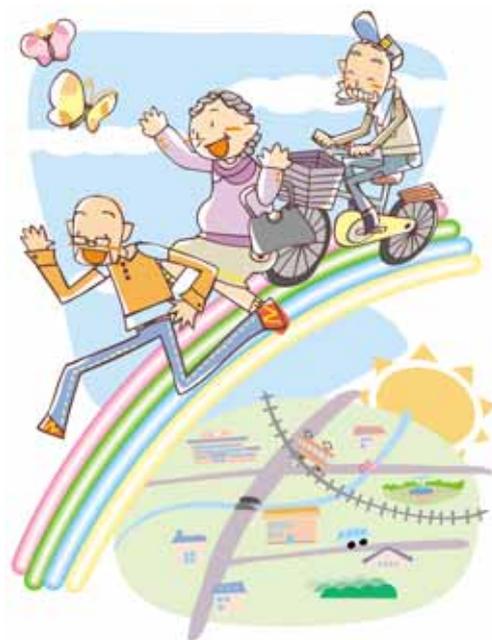
### 1 節 東金市の地域特性

#### (1) まちの概要

本地域は千葉県の中東部に位置し、古くから商業・農業のまちとして、周辺地域の拠点、商業の中心地として発展してきました。市域は温暖な気候に恵まれ、平野部は良質な田園地帯が太平洋に向かって広がり、丘陵地は山武杉の森林に覆われています。

日本が戦後の復興期を迎える中、昭和28年に、丘山、大和、正気、豊成及び公平村と東金町が合併し、翌29年には源村と福岡村の一部を編入し、現在の「東金市」が誕生しました。

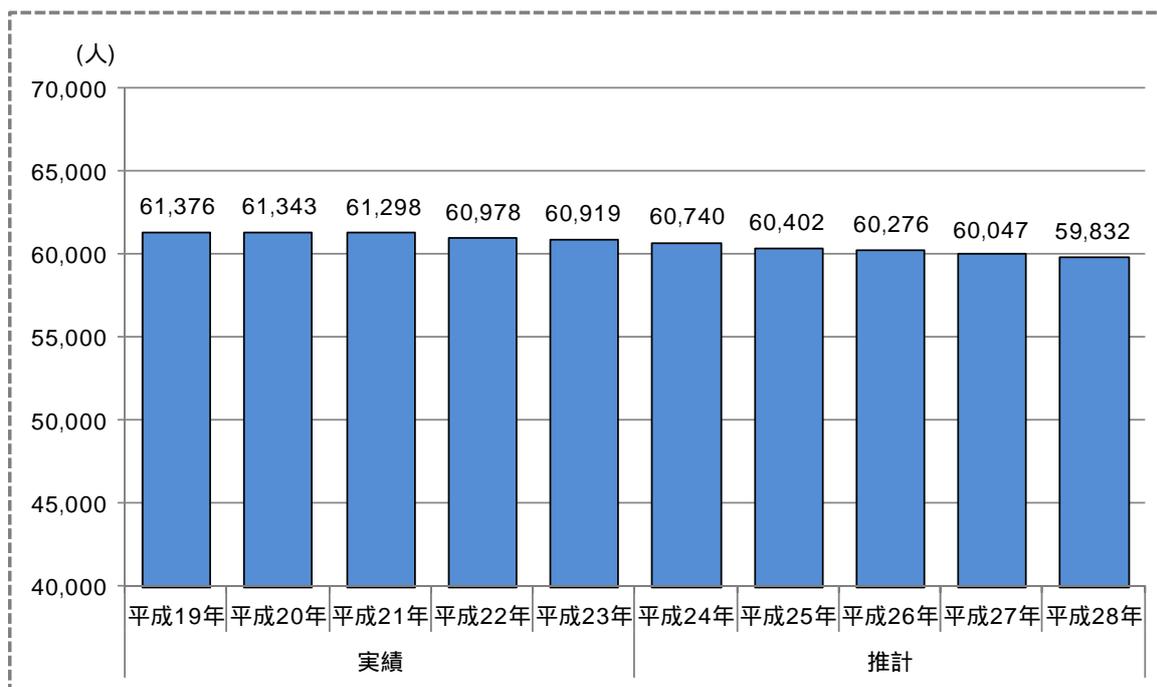
以降、市民生活を充実させる基盤づくりを進めるとともに、昭和48年の東金バイパス（現在の国道126号）の開通によって住宅地開発が本格化し、市街地が大きく拡大しました。昭和54年には千葉東金有料道路が開通し、東関東自動車道～京葉道路～千葉東金道路が結ばれ、都心とのアクセスが飛躍的に向上しました。現在では、民間の高速バスの運行やJR京葉線の東京駅への直接乗り入れもあり、都心まで電車や高速バスを利用して2時間弱という、交通利便性の比較的高い立地といえます。



## (2)人口

近年の人口推移と今後の人口推計（日本人＋外国人の合計）をみると、平成19年の61,376人から平成28年までに1,544人減少するとしており、緩やかな減少傾向になると推計しています。

図表-4 人口の推移と推計(人)



資料:企画課

近年の外国人登録者数の推移をみると、全体的には増加していることがわかります。平成23年4月現在では人口の約2.5%が外国人、世帯の約5.3%が外国人世帯となっています。

図表-5 外国人登録者数(人、世帯)

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
外国人登録者数	1,194	1,227	1,311	1,385	1,515
外国人世帯数( )	980	999	1,101	1,162	1,294

資料:市民課 (毎年4月1日現在)

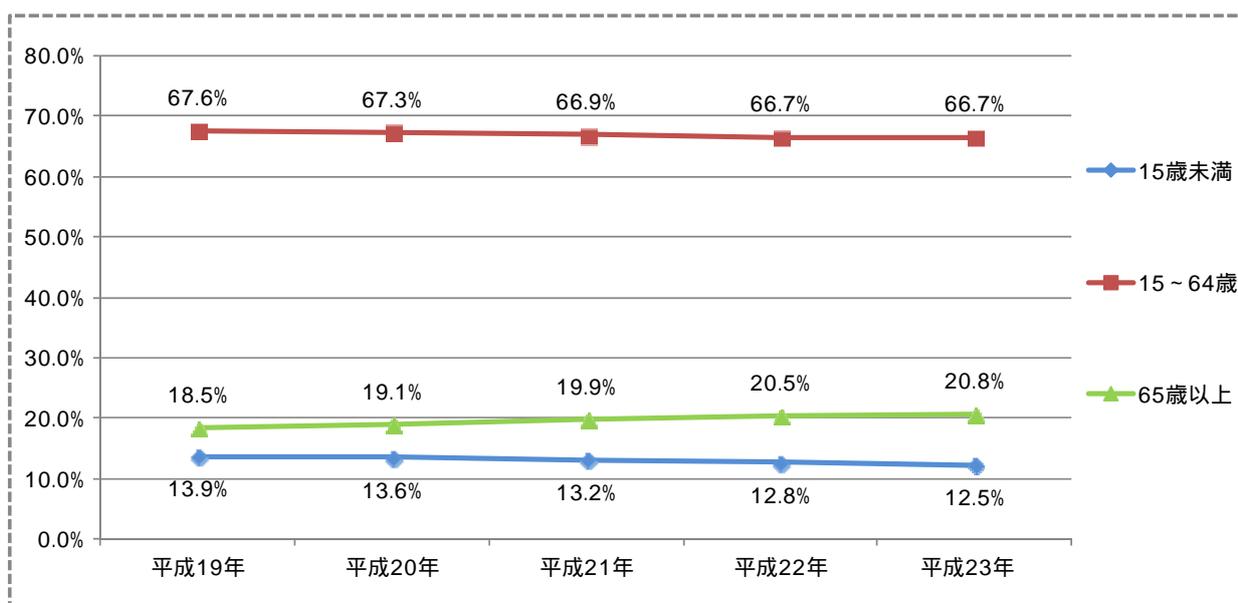
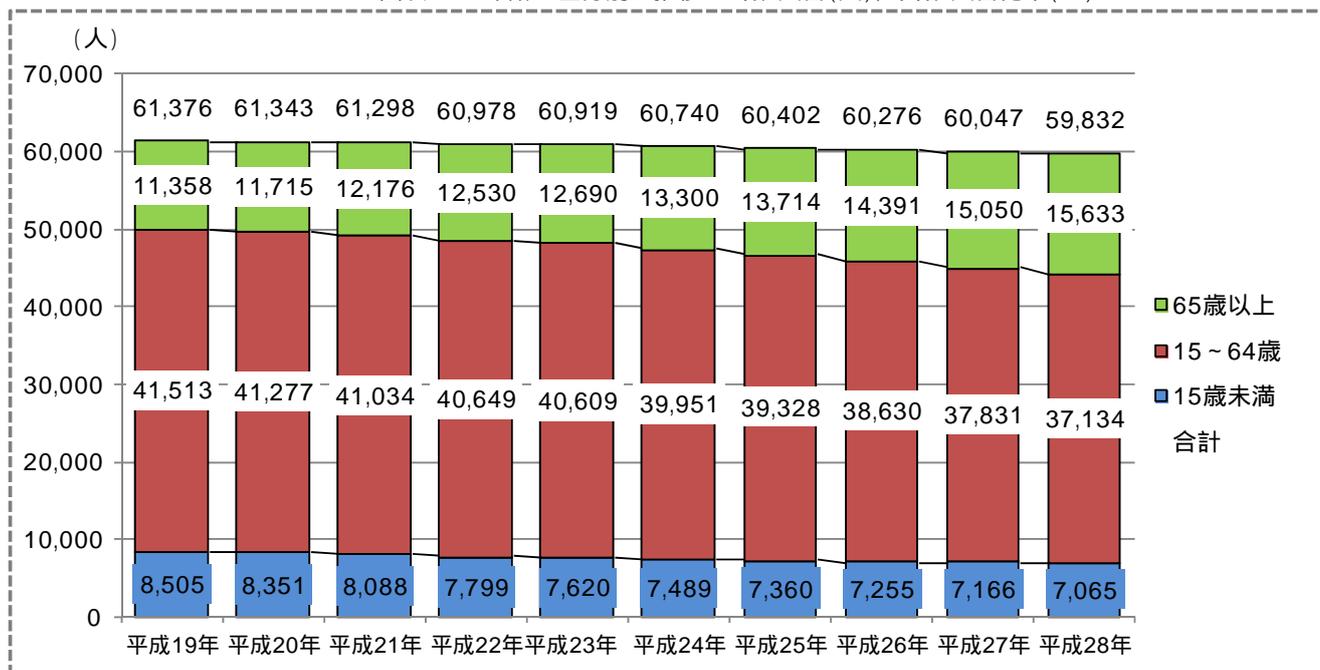
外国人のみ世帯 + 日本人と外国人の混合世帯の合計

## 第2章 東金市の地域福祉を取り巻く現状と課題

近年の年齢3区分別人口の推移（日本人のみ）をみると、生産年齢人口比率（15～64歳）はほぼ横ばいで推移しています。

年少人口（15歳未満）は年々減少する一方で、老年人口（65歳以上）は毎年平均300人程度の増加を見せています。平成14年に年少人口（15歳未満）と老年人口（65歳以上）の人口比率が逆転して以降、その差は次第に広がっており、本市において少子高齢化が進んでいることがわかります。

図表-6 年齢3区分別の推移 上段：人口(人)、下段：人口比率(%)

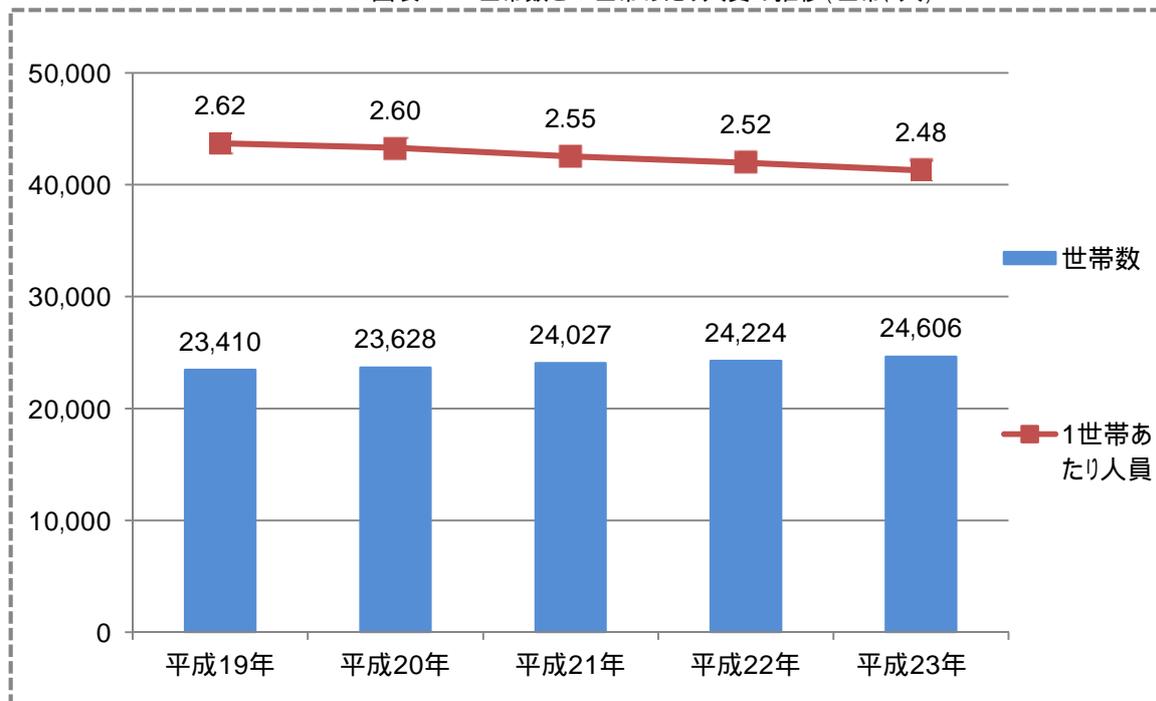


資料：企画課

(3) 世帯

近年の世帯数の推移をみると、平成19～23年は1,196世帯の増加となっていますが、1世帯あたりの人員は2.62人から2.48人と減少し、核家族化や小家族化が進んでいることがわかります。

図表-7 世帯数と1世帯あたり人員の推移(世帯、人)



資料:市民課(各年4月1日現在)

高齢化が進んでいる本市の世帯状況を国勢調査からみると、平成22年の高齢者のいる世帯は一般世帯総数の35.7%を占めています。そのうち、高齢者単身世帯は19.7%を占めています。

なお、千葉県全体と比べると、本市の高齢者のいる世帯の比率は若干高く、高齢者単身世帯の比率は低くなっています。

図表-8 世帯数(各年10月1日現在)(世帯、%)

区分	平成17年		平成22年	
	東金市	千葉県	東金市	千葉県
一般世帯総数	22,653	-	24,349	-
高齢者のいる世帯	7,367	32.5%	8,685	35.7%
高齢者単身世帯	1,174	15.9%	1,708	21.8%
高齢夫婦世帯	1,647	22.4%	2,113	23.5%
その他の世帯	4,546	61.7%	4,864	54.7%

資料:国勢調査(平成17年調査、平成22年調査)

## 2 節 統計からみる現状

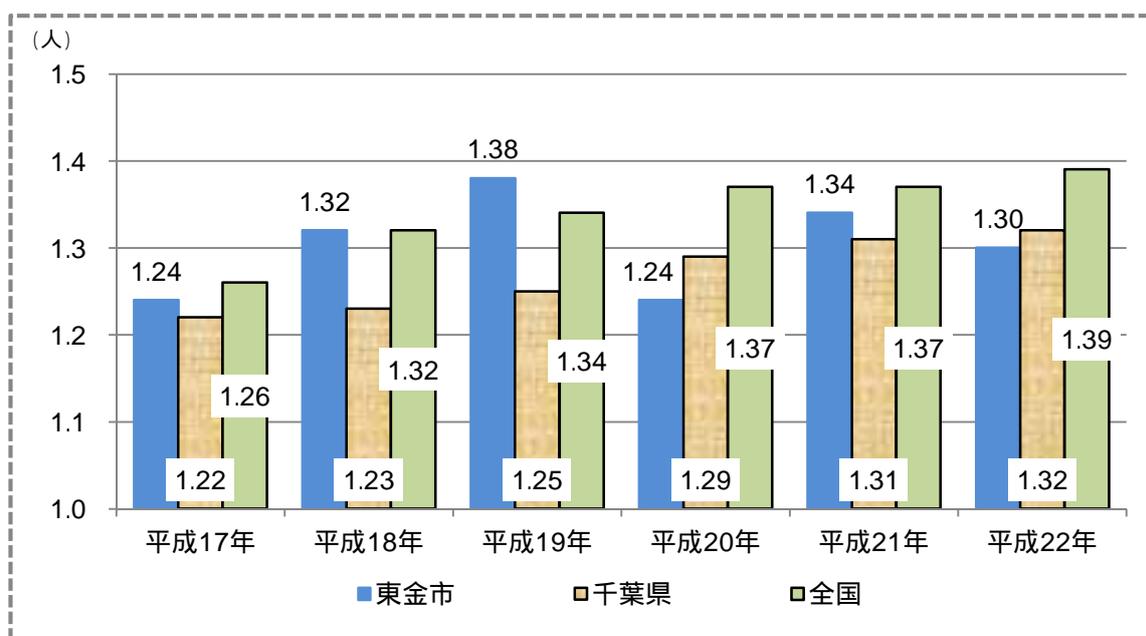
### (1) 子どもの状況

近年の出生数の推移をみると、1年間に400～500人の子どもが生まれています。この間の合計特殊出生率をみると、平成18、19年を除き、国を下回っています。また、人口を維持するために必要といわれる2.08をいずれも下回っています。

図表-9 出生数(人)、合計特殊出生率の推移

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
出生数	459	490	491	440	460	455
合計特殊出生率	1.24	1.32	1.38	1.24	1.34	1.30
(参考)千葉県 合計特殊出生率	1.22	1.23	1.25	1.29	1.31	1.32
(参考)全国 合計特殊出生率	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39

資料:千葉県ホームページ



平成23年度現在、市内には市立幼稚園8か所、市立保育所5か所、私立の認定こども園（幼保連携型）1か所があります。保育所・認定こども園では0～5歳児の保育を行っています。入所児童数は毎年550人前後で、定員（6か所合計）には達していませんが、地域によっては待機児童がいる状況です。

図表-10 幼稚園・保育所入所状況(各年度3月1日現在)(人、%)

区分		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
幼稚園	市立幼稚園園児数	766	723	739	699	660
	保育所					
保育所	市立保育所入所児童数	502	492	469	469	471
	認定こども園入所児童数	70	71	71	70	63
	入所児童数合計	572	563	540	539	534
	定員(6か所合計)	600	600	600	600	600
	定員に対する入所割合	95.3%	93.8%	90.0%	89.8%	89.0%

資料:子育て支援課、学校教育課

## (2) 障がいのある人・難病患者の状況

近年の障害者手帳所持者数の推移をみると3障がいともに増加し、平成22年度末で2,162人となっており、障害者手帳所持者数は人口のおよそ3.6%となっています。

この他にも、発達障がい、高次脳機能障がい、広汎性発達障がい(PDD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、学習障がい(LD)など\*で支援を必要としている人もいると考えられます。

図表-11 障害者手帳所持者数(各年度末現在)(人)

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
身体障害者手帳所持者 (身体障がい者)	1,419	1,406	1,467	1,498	1,553
療育手帳所持者 (知的障がい者)	271	295	317	332	349
精神保健福祉手帳所持者 (精神障がい者)	184	202	233	246	260
合計	1,874	1,903	2,017	2,076	2,162

資料:社会福祉課

発達障がい、高次脳機能障がい、広汎性発達障がい(PDD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、学習障がい(LD)については、資料編「用語の説明」を参照

子どもを含め、難病のために医療費の一部公費負担を受給<sup>\*</sup>している「特定疾患治療研究費受給者人数」は、平成22年度に329人となっています。また、小児慢性特定疾患治療研究費受給者数は、山武圏域全体で平成22年度が196人となっています。

図表-12 特定疾患治療研究費受給者等(各年度末現在)(人)

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
特定疾患治療研究費受給者(東金市)	261	295	287	301	329
小児慢性特定疾患治療研究費受給者(山武圏域)	262	196	198	197	196

資料:千葉県山武健康福祉センター

### (3) 要介護(要支援)者の状況

近年の要介護(要支援)認定者数の推移をみると増加傾向にあり、平成19年から平成23年の4年間で認定者総数は約250人増加しました。要介護1が最も多くなっていますが、要介護2～4(中度・重度)の認定者数が増えています。

図表-13 要介護(要支援)認定者数(各年4月1日現在)(人)

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
要支援1	157	133	126	118	131
要支援2	189	190	227	190	216
要介護1	302	287	271	330	355
要介護2	249	246	305	296	294
要介護3	210	243	246	272	298
要介護4	230	253	277	292	270
要介護5	214	222	215	237	239
合計	1,551	1,574	1,667	1,735	1,803

資料:高齢者支援課



原因不明で治療法が未確立の疾病であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病のうち、慢性的で負担の大きい疾患を難病と呼び、その中で指定された疾患を特定疾患として、疾病に係る医療費が一部公費負担される。

#### (4) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯で、児童扶養手当を受給している世帯は、平成18年度～22年度で9.5%の増加となっています。

図表-14 ひとり親世帯数(各年度末現在)(世帯)

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
児童扶養手当認定世帯数	454	430	442	474	497

資料:子育て支援課

#### (5) 生活保護世帯の状況

生活保護世帯は、平成18年度～22年度で50.5%の増加となっています。

図表-15 生活保護世帯数(各年度末現在)(世帯)

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
被保護世帯数	291	302	339	391	438

資料:社会福祉課

(6) 地域活動などの状況

社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、全国都道府県・指定都市・市町村に組織的に設立されている民間の福祉団体で、本市には東金市社会福祉協議会（以下、市社協という。）が社会福祉法人として昭和49年に設立認可されています。会員数はほぼ、横ばいで推移しています。

図表-16 東金市社会福祉協議会会員数(各年度末現在)(世帯)

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
会 員 数	11,542	11,625	11,788	11,767	11,669
加 入 率	72.4%	72.6%	73.2%	73.2%	72.8%

資料:社会福祉協議会

市社協は「ふれあいとささえあいのある住みよいまちづくり」をスローガンに、民間組織としての「自主性」と、市民や社会福祉関係者に幅広く支えられた「公共性」という2つの側面をもちながら、次の原則に基づいて活動しています。

【5つの活動原則】

**住民ニーズ基本の原則**

調査などにより、地域住民の要望、福祉課題などの把握に努め、住民ニーズに基づく活動を展開する。

**住民活動主体の原則**

住民の地域福祉への関心を高め、そこから生まれた自発的な参加による組織を基盤として、活動をすすめる。

**民間性の原則**

民間組織らしく、開拓性・即応性・柔軟性を活かした活動をすすめる。

**公私協働の原則**

社会福祉、そして保健・医療、教育、労働などの行政機関や民間団体などと連携を図り、行政と住民組織との協働による活動をすすめる。

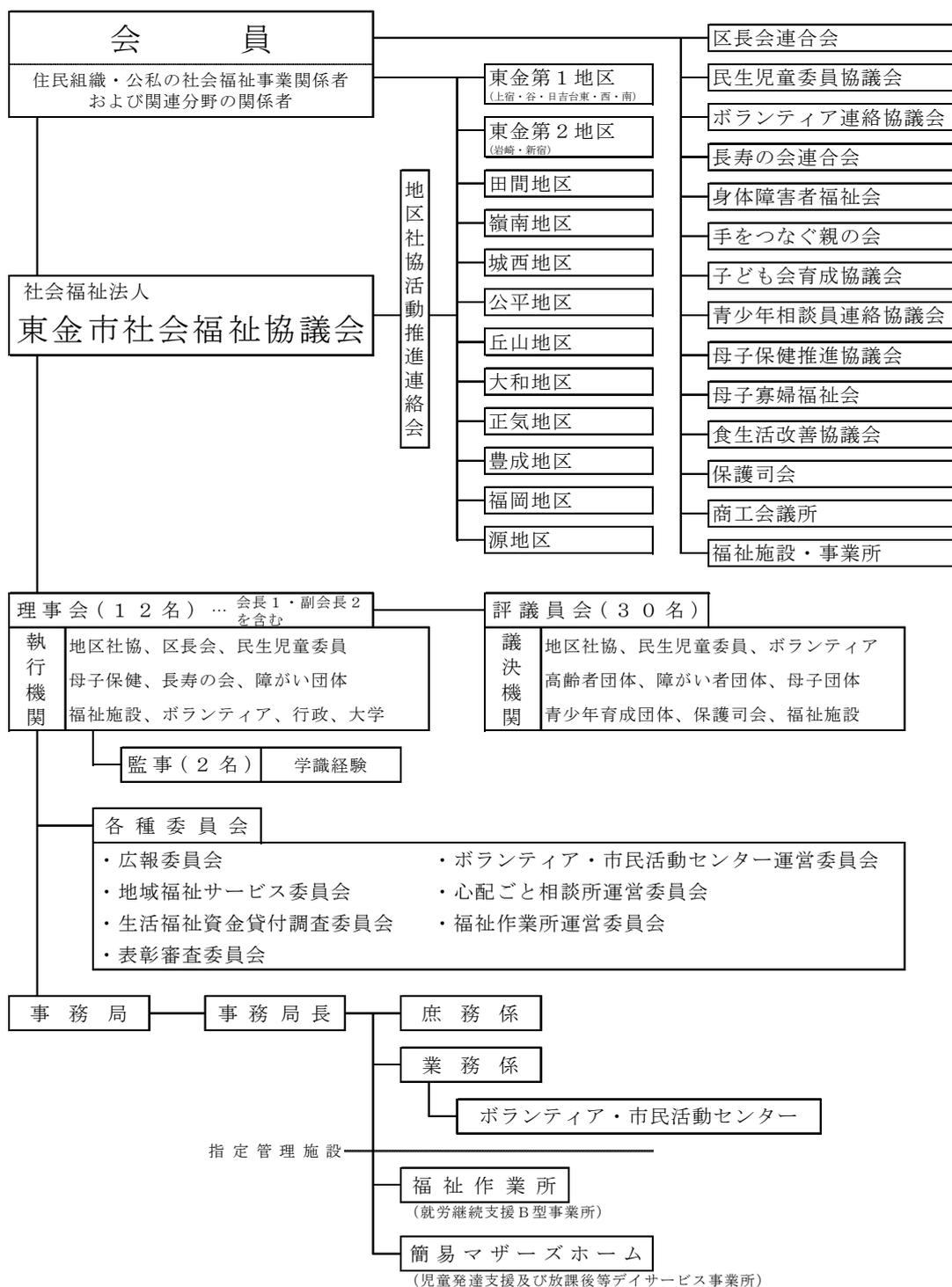
**専門性の原則**

住民の福祉活動の組織化、ニーズ把握調査、地域福祉活動の計画づくりなど、福祉の専門性を活かした活動をすすめる。

## 第2章 東金市の地域福祉を取り巻く現状と課題

市社協は、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア及び市民活動団体や福祉サービスを提供する事業者など、あらゆる団体・組織の相互理解と協働によって地域福祉を推進する民間の社会福祉団体です。これらの関係団体に、必要な学識経験者などを加え、理事会、評議員会を構成し、組織的な運営を推進するとともに、各種委員会を組織して効率的な事業展開を図っています。

図表-17 社会福祉協議会組織図



さらに、市社協では、「自分たちの地域の福祉課題は、まず自分たち自身で取り組もう」という住民意識を出発点とする小地域の福祉活動を推進しています。

その中心となるのが地区社会福祉協議会（以下、地区社協という。）であり、地域で生活している人々の主体的な参加と協力を得て、12の地区社協がそれぞれ活動しています。

また、市社協では、市民のボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに、組織的なボランティア活動の育成と援助を行い、様々な活動団体とのネットワークを広げることを目的として、ボランティア・市民活動センターを設置しています。

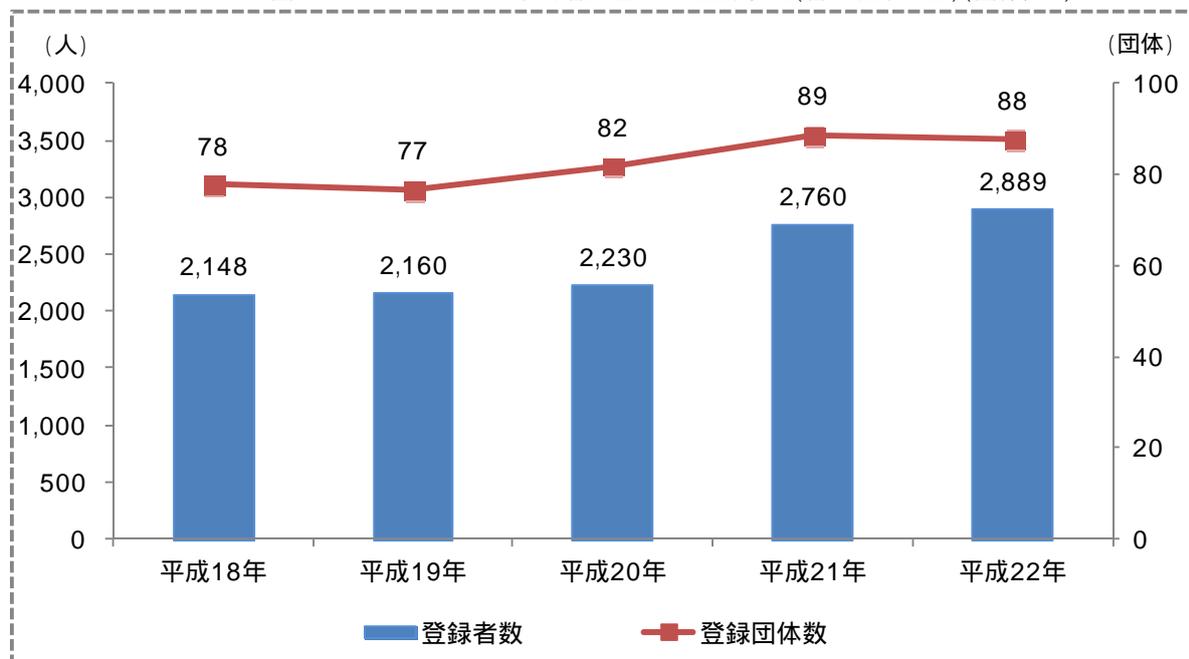
図表-18 地区社協圏域



### ボランティア・市民活動センター

ボランティア・市民活動センターの登録者数及び登録団体数は、近年、増加傾向にあり、平成22年度末現在、88団体、2,889人が登録し、活動しています。

図表-19 ボランティア・市民活動センター登録状況(各年度末現在)(団体、人)



資料: 社会福祉協議会

### 民生委員児童委員

民生委員児童委員の状況をみると、平成22年度末現在、109人（うち、主任児童委員18人）が厚生労働大臣から委嘱を受けて活動しています。

主に、市民からの相談、地域の実態や福祉ニーズを把握する調査、福祉に関する情報提供などを行っており、地域福祉のリーダーとしての役割を担っています。

委員同士の情報共有や関係機関との連携強化を図っています。

図表-20 民生委員・児童委員数(各年度末現在)(人)

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
民生委員・児童委員数	88	91	91	91	91
主任児童委員数	18	18	18	18	18
合計	106	109	109	109	109

資料: 社会福祉課

### 自治会

自治会の加入状況をみると、加入率は70%以上を維持しており、大きな変化はありません。

図表-21 自治会加入世帯数(各年4月1日現在)(世帯、%)

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
加入率	72.1%	73.4%	72.3%	71.7%	71.0%
自治会加入世帯数	16,747	16,927	16,897	16,846	16,854

資料:総務課

### 老人クラブ

老人クラブの状況をみると、高齢者数の増加とは対照的に、平成19年度から平成23年度にかけて団体数が8団体減少し、会員数も419人減少しています。

図表-22 老人クラブ団体、会員数(各年4月1日現在)(団体、人)

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
団体数	70	68	63	62	62
会員数	3,020	2,903	2,685	2,609	2,601

資料:高齢者支援課

### シルバー人材センター

シルバー人材センターの会員者数は、平成22年度末現在で414人となっています。年間の就業延べ日数をみると、平成18~21年度にかけては減少傾向にありましたが、平成22年度は増加に転じています。

図表-23 シルバー人材センター活動状況(各年度末現在)(人、日)

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
会員数	397	407	420	431	414
就業延べ日数	37,115	36,490	36,066	31,299	33,175

資料:高齢者支援課



### 3 節 地域福祉をめぐる東金市の現状と課題

統計データ、市民アンケート、地域福祉座談会、関係団体ヒアリングなどから把握した現状を踏まえ、地域福祉施策にかかる課題を、以下のようにとりまとめました。

#### 1 情報提供について

- 昔ながらの絆を大切にす東金市民ですが、地域のつながりを煩わしく感じる人もいます。そうした方々に情報が行き渡らないことがないよう、地域の情報がすべての人に伝わるのが大切です。
- 地域では地区社協をはじめ、様々な活動団体が貴重な情報を公開しています。これらの情報を地区公民館や公共施設で取得し、地域情報が行き渡ることが必要です。
- 市、市社協では様々なサービスを行っていますが、制度の内容や手続きが難しいという声は今も聞かれます。それによって必要なサービスを利用しない方も多いと考えられます。
- 公的な文書を分かりやすく周知する工夫や、市民からの問い合わせ、相談に応じる窓口が必要です。
- 民生委員・児童委員をはじめとした地域福祉に携わる関係機関・団体に、情報の架け橋として協力していただき、市民目線での情報伝達を行う必要があります。

#### 2 相談体制について

- 相談窓口は、市、市社協と市民とをつなげる大切な交流空間です。職員の研修や関係機関との連携、情報の共有によって市民の満足度を高めることが必要です。
- 市、市社協、市民が地域の課題を共有することができるよう、日頃から地域の現状把握に努めることが必要です。

#### 3 権利擁護について

- あらゆる偏見や差別をなくし、人権尊重の理念を広く市民に根付かせるため、常に関心と意識を持てるような取り組みが必要です。
- 虐待は、受けている立場の方を守るだけでなく、当事者の悩みを解消することが必要です。しつくと虐待のはざ間で悩む母親や、認知症の高齢者を介護している家族の心のケアが必要です。

#### 4 質の高いサービスについて

- 住み慣れた地域のなかで、年齢や障がい、家庭環境に関わらず、その人らしく、いきいきと暮らしていくために、必要な時に必要なサービスが利用できることが大切ですが、制度やサービス自体を知らない方が多いのも現状です。
- 適切な支援やサービスを提供するための専門職の配置が必要です。
- 子育てをしている母親を孤立から解放し、地域ぐるみで子どもを守り、育てることが求められています。
- 若い母親が、地域のなかへ積極的に飛び込んでいけるような取り組みが必要です。
- 夫婦共働きや母子・父子家庭が増えているなかで、子どもの病気などにより就労が困難な家庭への支援が必要です。
- 住み慣れた地域で暮らしていくために、介護が必要になっても、自宅で適切な医療を受けられる医療体制の整備が求められています。
- 福祉サービスの必要な方を様々な現場からいち早く発見し、適切に対応するため、医療・保健・福祉の関係機関における情報を共有化できる仕組みづくりが必要です。
- 健康な状態を保ちながら日々の生活を送るということは、多くの人々の願いであり、年々、健康に対する意識は高くなっていますが、生活習慣の変化や高齢者の増加等により生活習慣病の有病者は増加している状況です。
- 市民一人ひとりが自分の状態を十分に把握し、健康を維持していける取り組みを進めていくことが、地域福祉にとっても重要となっています。

#### 5 安全なまちづくりについて

- バリアフリー<sup>\*</sup>の問題は高齢者や障がい者等の一部の問題ではなく、すべての市民の問題です。施設などのハード面の整備だけではなく、心のバリアフリーの意識浸透が重要です。
- 移動手段が自家用車に頼ることが多い地域においては、移動困難者は様々な場面で日常生活に支障をきたしています。
- 本市は狭い道路が多く、すべての道路に歩道・街灯などを整備することは困難ですが、市民目線でみた危険箇所の改善は計画的に進める必要があります。
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓に、地域と一体となった防災訓練を行うことが重要です。

---

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。もとは物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味で用いられるようになっている。

## 6 支えあう体制について

---

- 本市においても少子高齢化が進み、核家族化による家庭の介護力、子育て世代の孤立などが課題となっています。
- 複雑化した現代社会において、高齢者・障がい者・外国籍市民、年齢・居住歴・勤務形態などによって、市民相互に意識の壁ができており、その垣根を越えることが必要です。
- 多くの市民が、近所のひとり暮らし高齢者を気にかけて、日頃の生活のなかで見守り、安否確認を行っています。老老介護の問題は行政と家庭だけでは解決できないことから、地域ぐるみの応援体制が大切です。
- 地域の結束や行事などを支えていた、いわゆる「むら意識」と呼ばれる慣習の必要性を再認識しながら、若い世代も気軽に地域活動に参加できる雰囲気づくりが必要です。

## 7 交流の拡充について

---

- 高齢者、障がい者、子育て家庭などが、垣根を越えて参加できるイベントや地域活動が新たな絆づくりに必要です。
- 東金市で生まれながら、市外で生活している人々が、いつでも気軽に戻ってこられるように、迎え入れる準備が必要です。

## 第3章 計画のめざす方向

### 1 節 計画の基本理念

東金市では、市の最上位計画である「東金市第3次総合計画（第3期基本計画）」において『人・自然 ときめき交感都市 東金』を将来都市像として掲げ、その実現に向けた健康・福祉分野の基本目標を「ぬくもりのあるまちづくり」としています。

本計画においても、この基本目標の実現をめざしてまいります。今後も少子高齢化が進行すると予想される本市においては、拡大する福祉ニーズに対し、公的なサービスのみに頼るのではなく、いろいろな福祉サービスの選択はもとより、市民が自らの意思によって問題解決を図るための努力がこれまで以上に必要になってくると同時に、個人や家族で解決できない問題に地域や関係団体によるインフォーマルなサービスが関わっていく仕組みを一層強化していくことが求められています。

誰もが、ふだんの暮らしを幸せに送ることができるように、生活しづらい方、生活に様々な困難を抱えている人に対して、「安心して生活をともにできるような地域にかえていこう」という意識を市民自らが持ち行動することが、地域福祉の大切な考え方です。

そのために私たちは、日々の生活の中で身近なところでのつながりを大切にしながら、住民一人ひとりの意識をひとつにし、助け合い・支えあいながら地域の協働を育み、人と地域が一体となって東金市の誰もが安心して暮らせるまちづくりをすすめていくことが必要と考え、本計画の基本理念を以下のように定めます。

#### 【基本理念】

自然豊かな郷土で 市民が支えあって ぬくもりあふれるまち  
東金

## 2 節 計画の基本目標

「自然豊かな郷土で、市民が支えあって、ぬくもりあふれるまち 東金」を基本理念に、市民と地域の幸福を実現するための7つの基本目標を掲げます。

### 目標 1 情報の充実

---

市民の関心ごとの把握に努め、適切でわかりやすい情報の提供に努めます。

### 目標 2 相談支援体制の充実

---

いつでも気軽に相談でき、市民が心配や不安をかかえることなく、安心して暮らしていけるように相談支援体制の機能を高めます。

### 目標 3 権利擁護の普及

---

判断能力が十分でない認知症高齢者や障がい者に対し、適切なサービスの利用援助や成年後見制度の利用を促進します。また、虐待やDVの防止、男女共同参画社会の形成について推進します。

### 目標 4 良質なサービスの供給

---

支援が必要な方の声を聞き、福祉ネットワークのなかで、適切なサービスの提供方法・手段について検討しながら、本当にその人にあった支援を行います。

## 目標 5 安全で暮らしやすいまちづくりの推進

---

市民一人ひとりが犯罪や事故、災害からの不安を取り除き、安心して暮らしていけるよう、ぬくもりのある安心・安全な環境を整備します。

## 目標 6 地域福祉体制の強化

---

地域社会に福祉の輪を広げるためには、行政・地域や、多様な支援団体とのネットワークによる「地域の福祉力」が重要です。

そのために、関係機関や地域住民等との連携を図り、多様な福祉ニーズに対応できる地域福祉体制の強化に努めます。

## 目標 7 交流とふれあいの拡大

---

地域活動の原点は、日頃からの「ふれあい」を大切にし、近隣住民とのつながりを深めることが第一歩です。気軽に集える場をつくり、そこに世代を超えて集まれば、地域意識が高まります。隣近所から地区、市全体へと、ふれあいの輪が少しずつ大きくなっていくように、交流の機会づくりを進めます。

### 3 節 重点プロジェクト

本市の地域福祉の向上を図るため、本市の主な事業、市社協の5年間の取り組みを横断的に展開して、施策の垣根を越えた重点プロジェクトを設定します。地域福祉の充実には、市、市社協、地域、市民の全員がともに取り組むことが必要であり、特に以下の3つの重点プロジェクトは東金市をあげて推進していくことが重要です。

以下のプロジェクトを実現することが、地域づくりの基盤となることから、それぞれが連携しながら推進していきます。

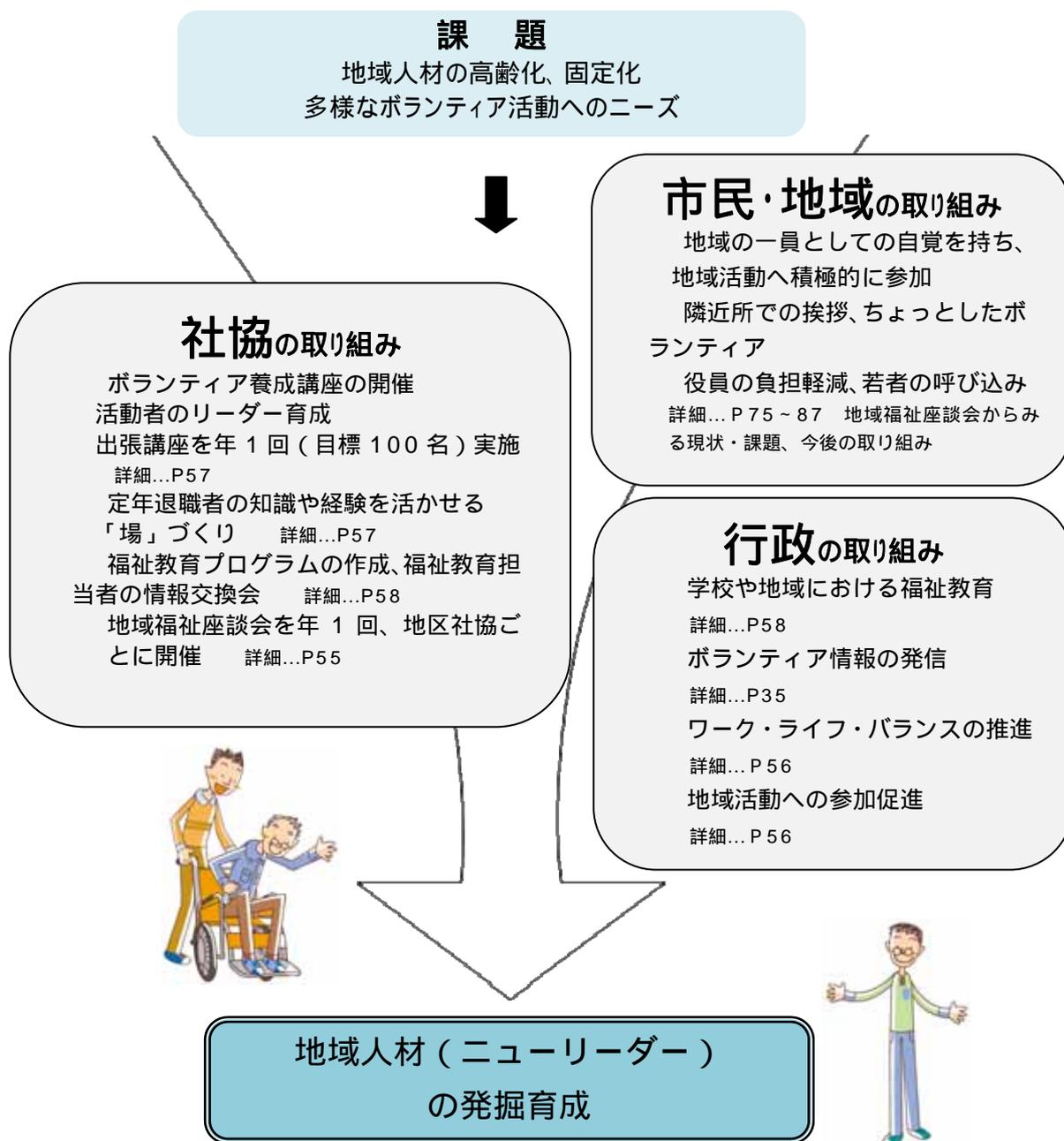


## プロジェクト 1

### 地域人材（ニューリーダー）の発掘・育成

地域活動の担い手の高齢化・固定化が進んでいます。一部の人すべてを背負い込むことなく、一人ひとりが地域の構成員であるという自覚を持っていただけるようPRに努めます。自分ができること、得意なこと、やりたいことの実践を奨励・支援するとともに、幅広い年代、業種、立場の方の参加を促進します。

市、市社協では、各地域・団体の現状と課題の把握に努め、定期的に意見交換を重ねることによって地域人材の育成を支援していきます。

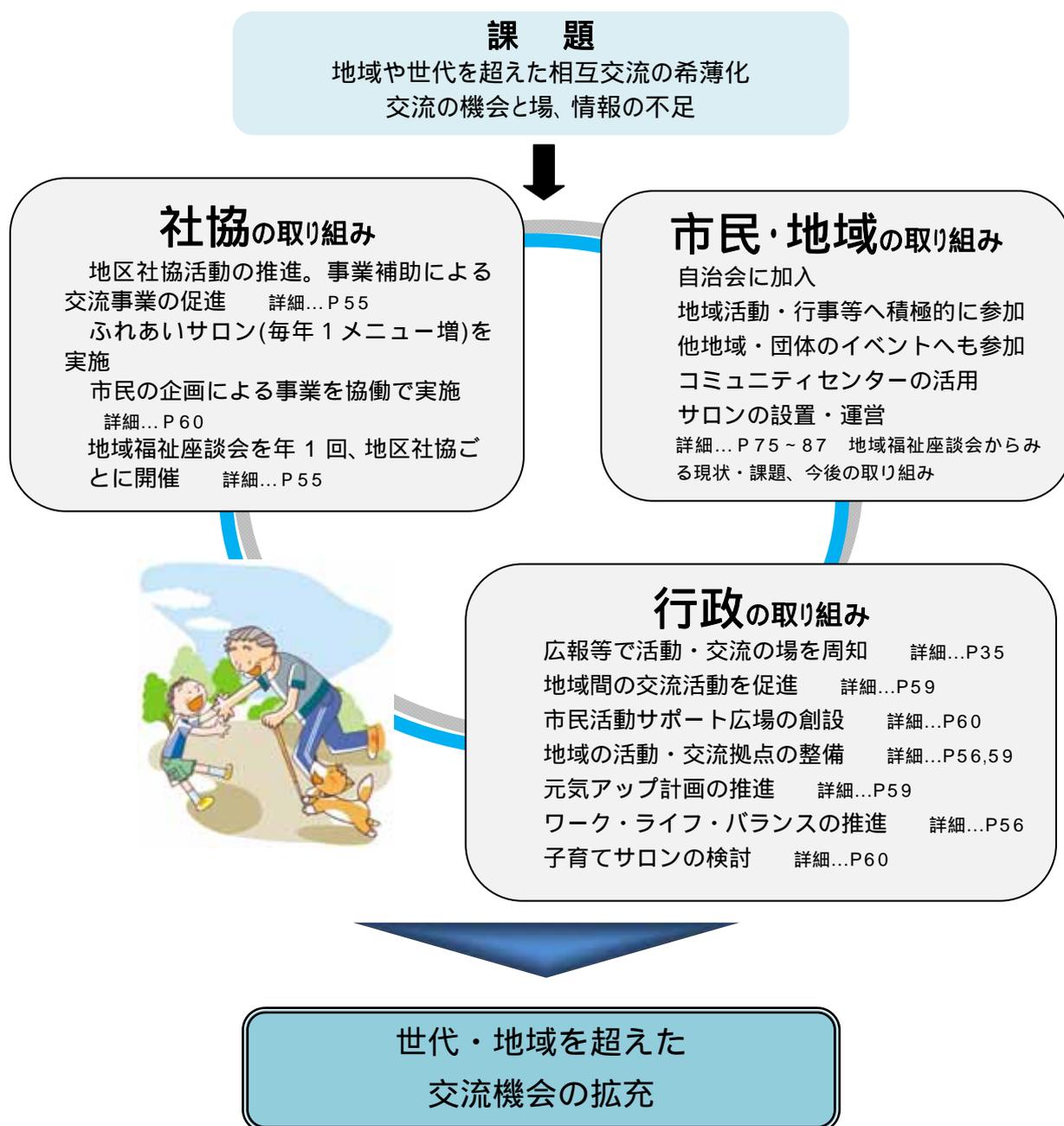


## プロジェクト 2

### 世代・地域を越えた交流機会の拡充

多くの市民が地域活動やサークル、趣味の活動等に参加していますが、相互の交流が活発ではないのが現状です。それぞれの地域や団体が個別に開催している行事やイベントへ、地域・団体の垣根を越えて共催、参加、協力していくことで、個々の活動も活性し、東金市としての一体化を図ることができます。

市、市社協では、それぞれの地域・団体活動の情報提供や、コーディネートを推進し、交流機会の拡充を図ります。

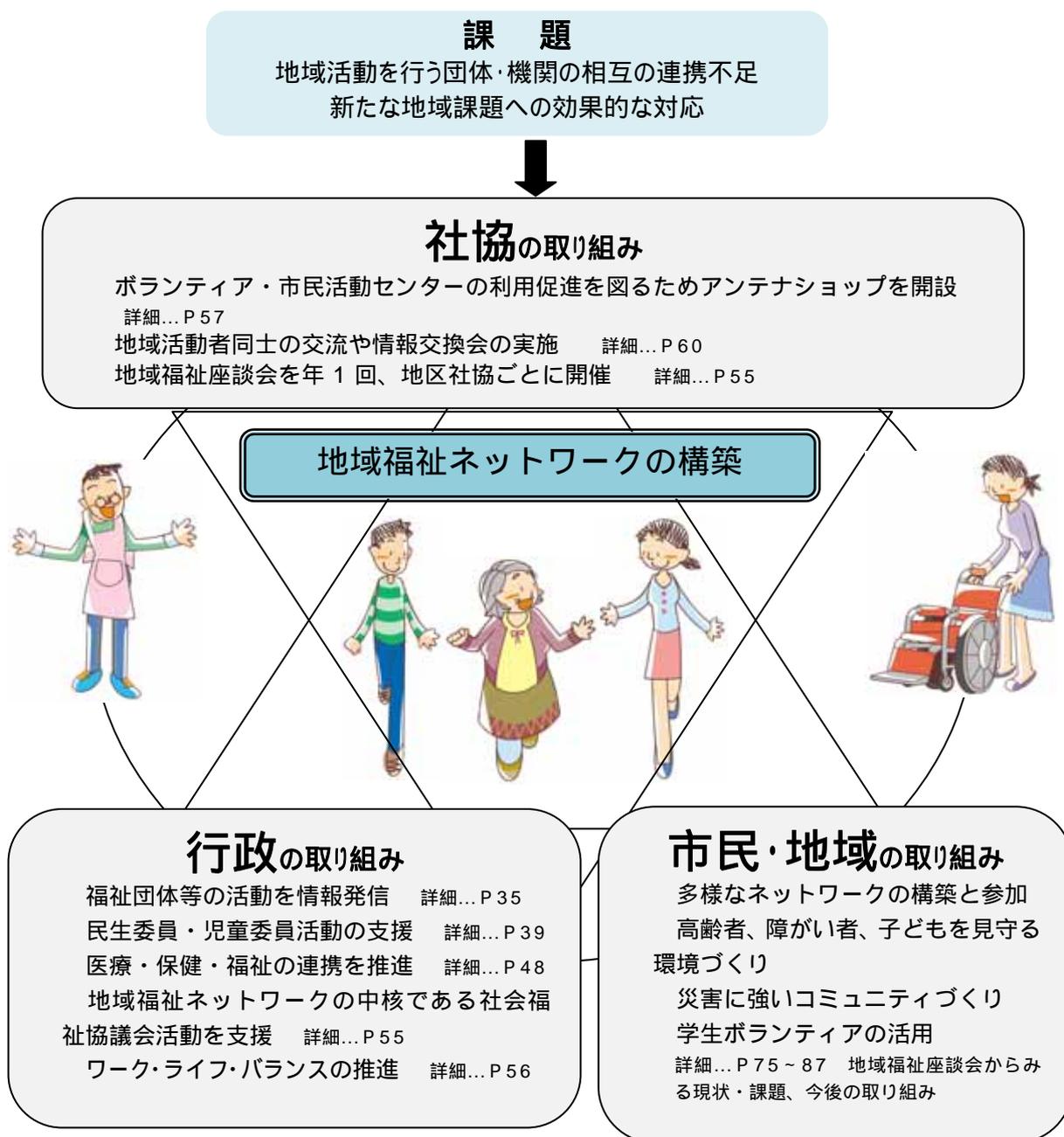


## プロジェクト 3

### 地域福祉ネットワークの構築

本市では、城西国際大学をはじめとした民間機関による地域福祉への取り組みが積極的に行われています。市、市社協においては、これらの機関と連携し、地域の福祉資源を有効かつ効果的に提供できるようなネットワークの構築を図ります。

また、市民の幅広い福祉ニーズに対応するために、定期的に地域住民との意見交換を図る機会を設定することが必要です。



## 4 節 施策の体系

自然豊かな郷土で  
市民が支えあって  
ぬくもりあふれるまち  
東金

### 目標1 情報の充実

1. 情報提供体制の充実
2. 情報内容の充実

### 目標2 相談支援体制の充実

1. 相談体制の充実

### 目標3 権利擁護の推進

1. 権利擁護の普及促進
2. 虐待防止の体制の充実

### 目標4 良質なサービスの供給

1. 福祉サービスの充実
2. 健康づくりの充実
3. 医療・保健・福祉の連携

### 目標5 安全で暮らしやすいまちづくりの促進

1. 生活環境の向上
2. 防災・防犯・交通安全対策の推進

### 目標6 地域福祉体制の強化

1. 社会福祉協議会の・地区社協の活性化
2. 地域福祉活動の活性化と連携強化
3. 福祉・人権教育の推進

### 目標7 交流とふれあいの拡大

1. 交流機会の拡充

## 第 2 部 計画推進のために

# 第1章 施策の展開

## 目標 1 情報の充実

### [現状と課題]

- 福祉サービスや各種制度を利用するかどうかを、利用する側が選択することを原則としている今日の福祉において、市民が必要な情報をいち早く入手することが、市民が抱えている問題の早期解決の第一歩につながります。
- 身近な地域で自己実現や自己啓発を果たしたいという意欲を持つ市民に対して、ボランティアなどの情報を適切に提供することも、地域福祉の推進において重要です。
- 市民アンケートをみると、市民が必要な時に必要な情報を入手しているとは必ずしもいえません。その一方で、今後の地域内の支え合いの活動に最も重要なこととして、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」を挙げています。
- 関係団体ヒアリングでは、福祉課題の多様化により、「専門分野外だと情報の収集に苦勞し、相談に適切に答えられない」という意見があります。
- 本市では、市のホームページや広報といった全市民向けの情報提供のみならず、分野ごとに対象を絞った情報紙の発行、疾病（介護）予防のための専門的な情報の個別提供、「暮らしの便利帳東金」の多言語化など、必要な情報が市民に行き渡るよう、取り組んでいます。
- 市社協では、ホームページに加え、「福祉だより」やボランティア啓発のための「ボランティアセンターだより」の発行、パンフレットスタンドの設置など、社協の事業に関わる情報提供を行っています。
- 情報が必要になった場合に、どのような方法で入手できるかを市民に周知していくこと、誰でも容易に見ることができる環境を整えることが、今後の主な課題となります。

## 1-1 情報提供方法の充実

### 市民や地域が取り組むこと

- ◆ 情報が届きにくい隣近所の人との日常的な付き合いを心掛け、必要な情報を伝達します。
- ◆ 市、市社協が開催する住民説明会などに積極的に参加します。
- ◆ 市、市社協のホームページの閲覧、Eメールでの問い合わせなどを積極的に利用します。
- ◆ 地域活動や関係団体に参加している場合には、グループ内で情報の交換をします。

### 行政が取り組むこと

近年、高齢者や障がい者をめぐる法律や制度の改正が相次ぐなど、市民生活に影響を及ぼす情報提供は市の重要な役割となっています。それらの複雑な情報をわかりやすく市民や対象者に伝えていくことが求められています。

また、いわゆる情報弱者対策として、情報バリアフリー化を推進し、点字・音声・手話・SPコード\*など様々な情報機器を活用した情報提供手段の検討を進めます。

施策の方向	今後5年間の取り組み	担当課
広報・ホームページ・パンフレットの見せ方、提供方法の創意工夫 <u>重点プロジェクト</u>	市が発行している「広報とうがね」及びホームページ等に対する意見を把握し、市民のニーズに対応した「見せ方」や提供方法について検討し、市民が情報を入手しやすくなるよう配慮します。	秘書広報課 関係各課
ボランティア活動等についての情報提供 <u>重点プロジェクト</u>	市内で活動する団体の情報を掲載した「市民活動ガイド」を発行するなど、ボランティア活動等についての周知を図るための情報提供に努めます。	企画課
障害のある人のコミュニケーション手段の確保	社会福祉課窓口への手話通訳者の設置をはじめ、日常生活用具(情報・意思疎通支援用具等)の給付を行い、情報の確保が図られるように努めます。	社会福祉課
災害情報の提供	地震などの災害時における避難誘導など、緊急時の情報提供に取り組みます。	総務課
外国籍市民に対する情報提供(国際交流事業)	「暮らしの便利帳東金」・「家庭ごみの出し方」を英語・中国語・韓国語に翻訳して市内の外国籍市民に配布、市ホームページ上で公開し、外国籍市民が東金市に馴染むことができるよう支援します。	秘書広報課
自治会、民生委員・児童委員を通じた情報提供の充実	自治会を通じて回覧を実施したり、民生委員・児童委員を通じて個人の事情に配慮した地域での情報提供活動を支援します。	総務課 社会福祉課 関係各課

SPコード:縦・横 18 ミリメートル四方の切手大で、専用の機械で読み取ると日本語約 800 字分の文章の音声再生できる。点字を読める視覚障がい者が少ないことから普及している。

**社会福祉協議会**が取り組むこと（地域福祉活動計画）

- ◆社会福祉協議会の活動をPRし、認知度の向上を目指します。
- ◆即効性のある情報発信をします。
- ◆情報拠点を増設します。

事業名	今後5年間の取り組み
ホームページの運営	社協活動を市民の皆さんにより深く理解してもらうためにホームページを運営し、活動の報告や情報の発信をします。また、各種サービスの様式を取得できるようにします。
お知らせスタンドの活用 (パンフレットスタンド)	福祉に関する情報を安定して提供するために情報拠点として設置します。また、設置箇所の増設を図ります。
新メールマガジンの発信	福祉に関する情報を定期的に提供します。また、各種団体からの情報発信をおこない、情報が共有できるよう支援します。

## 1-2 情報内容の充実

### 市民や地域が取り組むこと

- ◆ 個人や家族が、普段から地域のことや福祉のことに関心を持ち、市や市社協の広報、自治会の回覧板などに目を通すように心掛けます。
- ◆ 暮らしやすい地域となるよう、互いの情報交換に努めます。

### 行政が取り組むこと

高齢者、障がい者、子育て家庭、市民全般といった、情報の受け手に応じた適切な内容を掲載したパンフレットの発行や、講座・教室を開催します。対象者がどのような情報を求めているか、日頃の問い合わせなどからの把握に努めます。

施策の方向	今後5年間の取り組み	担当課
健康意識の啓発	市広報・市ホームページ・ポスター・回覧等による健康情報の提供や、疾病予防、健康意識啓発に関する講座・教室を開催します。	健康増進課
子育て情報誌の配布	子育て情報ひろばを発行します。医療機関、関係機関と協力しながら、掲載内容を随時、更新します。	子育て支援課
母子保健情報の提供	妊娠・出産及び育児や、子どもの発育・発達、離乳食及びむし歯予防など、母子保健における情報を提供します。	健康増進課
外出支援のバリアフリー情報の提供	市内の障がい者トイレの設置施設、車椅子での利用が可能な施設を掲載したマップを配布し、障がい者等の外出を支援します。 また、様々な情報を活用し、障がいのある人と協働して市内のバリアフリー情報の更新に努めます。	社会福祉課
介護予防知識の普及	介護予防の知識普及や閉じこもり予防に関する教室・研修会を開催します。	高齢者支援課 健康増進課

### 社会福祉協議会が取り組むこと（地域福祉活動計画）

- ◆ 定期的な情報発信をします。
- ◆ 読者が参加できる広報紙を目指します。

事業名	今後5年間の取り組み
福祉だよりの発行	社協活動を市民の皆さんにより深く理解してもらうために広報紙を発行し、活動の報告や情報の発信をします。
共同募金通信の発行	共同募金運動の目的を市民の皆さんにより深く理解してもらうために広報紙を発行し、募金の使いみち等を報告します。
ボランティアセンターだよりの発行	ボランティアセンターの活動を市民の皆さんにより知っていただくために広報紙を発行し、活動の報告や情報の発信をします。

## 目標 2 相談支援体制の充実

### [現状と課題]

- 困っていたり、支援が必要だったりしても、それを表明できないケースも考えられます。そうした状況が放置された状態にいることは、行政としても、また、地域としても防がなければなりません。
- ひとり暮らし高齢者、ひとり親世帯、外国籍市民世帯などが増加する中、相談体制の充実は行政の大きな役割です。また、隣近所、自治会、サービス事業者などが協力して個々の問題解決に関わっていくことは地域福祉活動の第一歩となります。
- 市民アンケートをみると、不安や悩みの相談先について、「家族、親戚、きょうだい」や「友人」といった身近な方に相談する傾向が強いことがわかります。また、地域活動やボランティア活動の輪を広げるための条件として、「気軽に相談できる窓口を設置する」を最も多く挙げています。
- 本市では、高齢者には地域包括支援センター、障がい者には社会福祉課窓口のほか地域活動支援センターや県設置の中核地域生活支援センター、子育て家庭にはファミリーサポートセンターなどが専門的な相談と支援を行う窓口として設置されています。近年は、高齢者の相談件数が増加しています。また、市役所の各窓口、福祉施設や医療機関など民間組織でも専門的な相談を受けています。
- 市社協では民生委員・児童委員と協力し、心配ごと相談所を運営し、日常生活の困りごとの相談に応じています。近年は複雑な内容の相談が増えており、法律相談や地域包括支援センターなど専門的な相談機関につなげる事例も増えています。
- 様々な相談事例に対し、画一的な支援ではなく、それぞれの事例に効果的な支援を継続的かつ包括的に実施するために、行政、市社協、関係組織が連携し、それぞれが適切な役割を担いつつ、困難事例に対し迅速に連携する体制を強化することが必要になります。

## 2-1 相談体制の充実

### 市民や地域が取り組むこと

- ◆ 不安や悩みは一人で抱えず、積極的に相談するよう心掛けます。
- ◆ 不安や悩みがある時は、近くの相談窓口を積極的に活用するよう心掛けます。
- ◆ 隣近所の人との日常的な付き合いを心掛け、お互いに不安や悩みを相談できる人間関係を築くようにします。
- ◆ 困っているケース、困っていそうなケースについて、自治会などで定期的に話し合う機会を作ります。

### 行政が取り組むこと

市の広報やホームページから相談窓口の周知を図り、市民にとって利用しやすい相談体制の整備を図ります。

施策の方向	今後5年間の取り組み	担当課
相談窓口の充実	<p>高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、健康づくりや介護予防に関して、それぞれの窓口において相談に応じながら関係機関と連携し、必要なサービスが受けられるようコーディネートを行います。</p> <p>また、複数課の窓口での手続きが必要な場合等、相談者の負担が増大しないよう相談しやすくわかりやすい窓口対応に努めます。</p>	社会福祉課 高齢者支援課 子育て支援課 健康増進課
相談体制の連携強化	<p>高齢者福祉分野では地域包括支援センター、障がい者福祉分野では地域活動支援センター、子育て支援分野ではファミリーサポートセンターをはじめとした相談窓口のほか、横断的な総合相談を受ける県設置の中核地域生活支援センターなどが内容に応じて、必要な専門機関への結び付けを行います。</p> <p>今後も引き続き、関係機関とのネットワークを活かした適切な対応とコーディネート機能の充実を図ります。</p>	社会福祉課 高齢者支援課 子育て支援課
虐待に関する相談	<p>児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待について、相談窓口についての周知を図るとともに、相談にあたる職員の資質向上を図り、適切な支援につなげます。</p>	社会福祉課 高齢者支援課 子育て支援課
母子・寡婦の自立支援相談	<p>母子、寡婦からの相談と自立支援のため、母子自立支援員兼婦人相談員を配置して対応します。</p>	子育て支援課
民生委員・児童委員の活動支援 <u>重点プロジェクト</u>	<p>市、市社協と市民とのパイプ役となっている民生委員・児童委員の周知を図るとともに、研修や情報提供の充実を図り、活動を支援します。</p>	社会福祉課

**社会福祉協議会**が取り組むこと（地域福祉活動計画）

- ◆相談体制の充実と相談窓口の周知へ取り組みます。
- ◆ボランティア相談窓口を利便性の良い場所へ開設を目指します。

事業名	今後5年間の取り組み
心配ごと相談の実施	市民の生活上のあらゆる相談に対し、民生委員・児童委員が適切な助言をします。また、多様な相談内容に対応するために相談員研修会を開催し、相談技能の向上を図ります。
法律相談の実施	市民の生活上の法律等に関する専門的な相談に応じるために弁護士による無料法律相談を行います。
ボランティア相談の実施 (ボランティア・市民活動センターの運営)	ボランティア・市民活動センターを開設し、相談業務や情報提供、育成事業を行います。また、センターのPRや利用促進を図るためアンテナショップの開設を目指します。

## 目標 3 権利擁護の推進

### [ 現状と課題 ]

- だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、子どもから高齢者、障がい者まで、すべての市民の人権が尊重され、擁護されなければなりません。特に、福祉分野においては、要援護者の権利が尊重される仕組みが求められます。
- 市民アンケートをみると、認知症、知的障がいや精神障がい等により判断能力が不十分な方の権利を守る制度である「成年後見制度」について、市民全般に周知されているとはいえない状況です。
- 本市では、成年後見制度の周知、利用相談、市長申し立て時の費用補助を行っています。今後、認知症高齢者などの増加により、利用者数の増加が見込まれます。
- 市社協では、県社協の事業窓口として、千葉県後見支援センターすまいる事業の一環である日常生活自立支援事業（十分な判断ができない方などの福祉サービスの利用援助、財産の管理・保全）を行っています。
- 児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、DV（ドメスティックバイオレンス。配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者から振るわれる暴力）に関する被害の報告や相談が寄せられています。
- 市民アンケートをみると、周辺で孤独死や児童虐待などの可能性を把握した場合、ほとんどの市民が最寄りの警察や関係機関に連絡すると回答しています。
- 認知症高齢者や精神障がい者の増加が懸念される今後は、自らの意思でサービスを選択したり、悪徳商法などの被害を防いだりできるよう、権利擁護を支援する制度の周知に努める必要があります。
- さらには、外からはわかりづらい、子どもや高齢者、障がい者への虐待、DVによる被害、インターネット上の人権侵害（個人への中傷、誹謗）を根絶するため、人権尊重の意識啓発、疑わしいケースの早期対応への一層の取り組みが必要になります。

### 3-1 権利擁護の普及促進

#### 市民や地域が取り組むこと

- ◆ 自分に最適なサービスを選択するために権利擁護や福祉サービスに関する知識を自ら学ぶように心掛けます。
- ◆ 地域団体やボランティアが協力し、必要なサービスを受けることのできない人を支援します。

#### 行政が取り組むこと

福祉サービスの契約や利用をめぐる様々なトラブルから利用者を守るため、各種制度の情報提供の充実を図ります。

施策の方向	今後5年間の取り組み	担当課
成年後見制度の利用促進	成年後見制度の周知を図るため講演会や広報活動を行うとともに、必要に応じて成年後見制度の市長申し立てを実施します。	社会福祉課 高齢者支援課
サービスの苦情相談	福祉サービスにおける苦情相談等の受付を行い、関係機関と連携して問題解決が図られるよう取り組みます。	社会福祉課 高齢者支援課
消費者保護の推進	悪徳商法等からの被害を防ぐため、消費生活に関する講演会の開催や、専門の相談員を配置し、消費者の苦情相談等の受付を行うとともに、判断能力が十分でない者が犯罪やトラブルに巻き込まれないよう広報等において周知を図ります。	社会福祉課 高齢者支援課 産業振興課

成年後見制度：認知症、知的障がいや精神障がい等により判断能力が十分でないため、財産管理や福祉サービスを受ける契約を結ぶことに不安や困難がある人に代わって、本人の権利を保護し、生活を支援する制度です。

#### 社会福祉協議会が取り組むこと（地域福祉活動計画）

- ◆ 日常生活自立支援事業の生活支援員を増員します。
- ◆ 認知症サポーターを地区社協単位で育成します。

事業名	今後5年間の取り組み
日常生活自立支援事業の推進 (福祉サービス利用援助事業)	千葉県後見支援センター等と連携し、在宅で日常生活を送るうえで、十分な判断ができない方や体の自由がきかない方が、地域で安心して生活できるように支援する事業の実施及び推進を図ります。また、市、地域包括支援センター等と連携して、事業の周知・活用促進を図るとともに生活支援員の確保に努めます。
新 認知症サポーター養成講座の実施	認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝えることにより、地域での理解(支援)者を養成します。

## 3-2 虐待防止体制の充実

### 市民や地域が取り組むこと

- ◆ 虐待を見たり、聞いたりした場合は積極的に相談機関へ連絡します。
- ◆ 自治会や地域団体の運営にあたり、個人のプライバシーに十分に配慮します。
- ◆ 自治会や地域団体では、社会的立場の弱い人の問題の理解に努めます。

### 行政が取り組むこと

児童・高齢者・障がい者への虐待、DVによる被害を地域の問題として広報・啓発するとともに、専門の相談機関の周知に努めます。

施策の方向	今後5年間の取り組み	担当課
児童虐待防止	児童虐待の事例に対応するため、家庭相談員による相談を実施するとともに、東金市要保護児童対策地域協議会などの関係機関との情報共有と連携強化に努めます。	子育て支援課
DV(ドメスティック・バイオレンス)対策	DV被害に対応するため婦人相談員による相談体制を実施し、状況に応じて、緊急一時保護(千葉県女性サポートセンターへの保護、婦人保護施設や母子生活支援施設への入所)を行います。	子育て支援課
高齢者虐待防止	高齢者支援課、地域包括支援センターなどが連携し家族への相談支援、高齢者の保護等の対策をとるとともに、東金市高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有と連携強化に努めます。	高齢者支援課
障がい者虐待防止	障がい者虐待の事例に対応するため、東金市障害者虐待防止センターを設置し、相談体制を整えるとともに、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立のための支援をします。	社会福祉課

### 社会福祉協議会が取り組むこと(地域福祉活動計画)

- ◆ 相談体制の充実と相談窓口の周知へ取り組みます。

事業名	今後5年間の取り組み
心配ごと相談の実施【再掲】	市民の生活上のあらゆる相談に対し、民生委員・児童委員が適切な助言をします。また、多様な相談内容に対応するために相談員研修会を開催し、相談技能の向上を図ります。

## 目標 4 良質なサービスの供給

### [ 現状と課題 ]

- 市民アンケートをみると、今後、重要と考える市の保健福祉施策について、「子育て環境の充実」「交通の利便性」「相談の場の充実」を上位に挙げています。また、普段の悩みごとや不安については、「自分や家族の健康に関すること」が最も多く59.7%で6割近くを占めています。社会福祉協議会の活動で充実してほしい取り組みについては「在宅福祉サービスの充実」を最も期待しています。
- 地域福祉座談会では、主に市中心部から離れた地域で「近所に医療機関がない」という声が多く聞かれました。
- また、ひとり暮らし高齢者の世帯数は5年前に比べると約1.5倍となっており、障害者手帳所持者やひとり親世帯も微増傾向にあることなどから、社会的な支援を要する人が増加していることがうかがえます。
- 福祉サービスを必要とする人を様々な現場からいち早く発見し、適切に対応するため、医療・保健・福祉の各機関が相互に密接な関係を形成し、関係機関での情報の共有化が図られる仕組みづくりを検討していくことが必要となっています。
- 市民も、地域医療の充実には、必要な医療を必要ときに受けるという意識をしっかりと持つことが大切であり、さらに、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、健康を維持していける取り組みを個人はもちろん、地域ぐるみで進めていくことが重要です。
- 本市では、子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉、そして市民の健康づくりの各施策において個別計画を策定し、市社協や民間事業者などと協力し、それぞれの目標に沿った計画的なサービス供給に取り組んでいます。
- 市社協では、状況に応じたサービスの企画・提供に加え、県や市からの事業を受託しています。
- 一方で、市民ニーズの細分化や高度化が進み、公的なサービスでは十分に適さないケースや、福祉制度で想定していないために対応できないケースもでてきます。
- 地域の暮らしを重視した保健福祉施策やサービスの充実を求める市民の声に応えるため、個別計画の目標に沿ってサービス供給量を確保することが必要です。さらに、サービスの質の向上と利用者にとって最適なサービスを利用できる環境の構築など、利用者に良質なサービスを供給していくことが必要です。
- こうした公的なサービス（フォーマルサービス）に加えて、地区社協や地域団体、ボランティア独自の“ちょっとした”サービスや手助け（インフォーマルサービス）も、これからの地域福祉においてますます重要になります。

## 4-1 福祉サービスの充実

### 市民や地域が取り組むこと

- ◆ 福祉サービスや保健・医療・福祉にかかる制度についての正しい知識を深めます。
- ◆ 行政や事業者に対し、分からないことは相談するように心掛けます。
- ◆ 身近に支援を必要とする人がいる場合には、民生委員・児童委員や行政機関などへつなげ、適切なサービス利用を勧めます。

### 行政が取り組むこと

誰もが住み慣れた地域のなかで、年齢や障がいの有無にかかわらず暮らしていくことができるよう、介護保険法、障害者自立支援法などに基づくサービスや、市独自の福祉サービスを提供します。

施策の方向	今後5年間の取り組み	担当課
地域密着型サービス事業	介護保険の地域密着型サービスの整備を推進するとともに、サービスの質の向上を図ります。	高齢者支援課
介護事業者への指導	介護保険サービスの質の向上を図るため、必要に応じて介護サービス事業所に対して指導・監査を行います。	高齢者支援課
介護予防の推進	高齢者が要介護状態にならないよう、早期からの介護予防に取り組みます。	高齢者支援課 健康増進課
障がい者福祉サービスの充実	障がい者の自立を支援するために、障がい福祉サービスと、それを補完する市の福祉サービスの充実に努めます。	社会福祉課
グループホーム・ケアホームの運営支援	障がい者の地域生活への移行を促進するため、グループホーム・ケアホームの運営を支援します。	社会福祉課
保育サービスの充実	通常保育の充実とともに、保育所では時間外保育・一時保育の他、病後児保育の実施等、多様な保育サービスの充実に努めるとともに、障がいのある子どもの受け入れ態勢の確保に努めます。	子育て支援課

## 社会福祉協議会が取り組むこと（地域福祉活動計画）

- ◆現状のサービスの見直しと市民のニーズに合ったサービスの確立を目指します。
- ◆見守りが必要な方々への多面的な支援（個別ケースのネットワーク）へ取り組みます。

事業名	今後5年間の取り組み
福祉カー貸出サービスの実施	移動が困難な障がい者（児）や高齢者等の外出や日常生活を支援するために福祉車両を貸出します。
福祉用具貸出サービスの実施	日常生活において福祉用具が必要な方を支援するために福祉用具を貸出します。
ふれあい移動サービスの実施	移動が困難な高齢者及び障がい者等の外出や日常生活を支援するために市民の参加と協力を得て、福祉車両で送迎します。また、運転協力会員の増員に努めます。
ささえあいサービスの実施	見守りが必要なひとり暮らし高齢者、障がい者等の安否確認のために市民の参加と協力を得て、友愛訪問をします。
福祉テレホンサービスの実施	見守りが必要なひとり暮らし高齢者等の安否確認のために市民の参加と協力を得て、電話による声かけ訪問をします。また、利用者とボランティアの交流会を行います。
歳末大掃除支援サービスの実施	見守りが必要なひとり暮らし高齢者等、障がい者が気持ちよく新たな年を迎えられるために大掃除を行います。
年越し、おせち料理友愛訪問の実施	見守りが必要なひとり暮らし高齢者、障がい者等の安否確認と季節感のある生活のために市民の参加と協力を得て、友愛訪問をします。
ふれあい物品の貸出	地域でコミュニティ活動を行う団体を支援するために、物品を貸出します。
敬老祝い事業の実施	多年、社会のために貢献された長寿の方々をお祝いするとともに、地域での見守り活動を促進します。
金婚祝い事業の実施	結婚50年を迎えたご夫婦に歩んできた道を振り返り、幸せを感じていただくためにお祝いをします。また、協力店の増加に努めます。
出産祝い事業の実施	出産し新たな家族が増えたご夫婦をお祝いするとともに、地域での子育てを促進します。また、お祝い時に子育て関連事業の情報発信に努めます。
東金市福祉作業所の管理経営	東金市が設置する東金市福祉作業所を、今後も指定管理事業者として受託し、就労継続支援B型サービスを提供します。
東金市簡易マザーズホームの管理経営	東金市が設置する東金市簡易マザーズホームを、今後も指定管理事業者として受託し、児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供します。
東金市福祉資金貸付	援護が必要な低所得世帯を応急的に支援するために資金を貸し付けします。

平成24年4月から従来の児童デイサービス事業は、障害者自立支援法から児童福祉法における障害児通所支援の枠組みに移行し、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業となりました。

## 4-2 健康づくりの充実

### 市民や地域が取り組むこと

- ◆ かかりつけ医をもち、日頃から健康に気をつけます。
- ◆ 健診等を定期的に受診し、日頃の不安や悩みを積極的に相談するよう心掛けます。
- ◆ 相談内容に応じた相談事業の開催を把握し積極的に活用します。

### 行政が取り組むこと

県や郡医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携し、医療体制の充実に努めるとともに、健康づくり事業への市民の積極的な参加を促進します。

施策の方向	今後5年間の取り組み	担当課
健診後の健康相談	健診結果を活かし、自ら健康づくりに取り組めるよう支援します。	健康増進課
乳幼児の健康相談	乳幼児の身体計測とあわせ健康相談を実施します。相談には保健師、栄養士、歯科衛生士などの専門職が対応します。	健康増進課
母子健康に関する教育・相談	子どもの発育や発達・子育てに関する悩みや不安について、母子健康教育・相談事業を実施します。	健康増進課
地域ぐるみの健康づくりの推進	市民が生活の中で、運動習慣・食生活改善などの健康づくりを実践しやすくするため、地域の食生活改善推進員とともに関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみの健康づくりを推進します。	健康増進課

### 社会福祉協議会が取り組むこと（地域福祉活動計画）

- ◆ 生きがいとしてのボランティア活動を紹介し、ボランティアを育成します。
- ◆ 市民が気軽に交流や仲間づくりのできる「場」を作ります。

事業名	今後5年間の取り組み
ボランティアの育成	ボランティア活動へ気軽に参加できるよう養成講座を開催します。また、活動者のリーダーの育成を目指します。定年退職した方々の知識や経験を地域福祉活動に活かせる「場」づくりをします
ふれあいサロンの実施	市民同士の交流や仲間づくりのために、ふれあいサロンを実施します。また、市民の企画による事業を協働で実施します。

## 4-3 医療・保健・福祉の連携

### 市民や地域が取り組むこと

- ◆救急診療は本当に必要なときだけ受診するよう心掛けます。
- ◆日頃からの挨拶や、高齢者等への話しかけなど、日常生活の中で行うことができる行動を習慣とします。
- ◆地域における見守り体制を構築します。
- ◆身近に支援を必要とする人がいる場合には、民生委員・児童委員や行政機関などへつなげ、適切なサービス利用を進めます。

### 行政が取り組むこと

医療・保健・福祉サービスを必要とする人をいち早く発見し、適切に対応するために関係機関のネットワークづくりを検討するとともに、地域で安心して暮らせる体制づくりを構築するため、医療機関や福祉機関との連携を強化します。

施策の方向	今後5年間の取り組み	担当課
医療・保健・福祉の連携強化 <u>重点プロジェクト</u>	医療資源を活用した保健・福祉サービスの提供ができるよう、市内の医療施設、医師会等とのネットワークづくりを検討します。 これにより、市民が地域で安心して暮らしていくための、保健・福祉と医療の情報の共有化についても、関係機関と協議して連携を図ります。	医療センター推進課 社会福祉課 高齢者支援課 子育て支援課 健康増進課
地域資源を活用した情報提供の充実	近隣の住民同士の支え合い活動等、地域資源を活用した支援につながるよう、市民に対して必要な医療情報や保健・福祉情報を発信していきます。	医療センター推進課 社会福祉課 高齢者支援課 子育て支援課 健康増進課

### 社会福祉協議会が取り組むこと（地域福祉活動計画）

- ◆医療・保健・福祉の連携の重要性を考える「場」をつくります。

事業名	今後5年間の取り組み
新医療・保健・福祉の講演会・シンポジウム（仮称）の実施	医療・介護・福祉の連携の重要性を知るために、各分野の専門家による講演会を開催します。 また、安心して住み慣れた地域で在宅生活ができるよう、市民も含めた話し合いの場をつくり、連携強化に向けた取り組みを考えしていきます。

## 目標5 安全で暮らしやすいまちづくりの推進

### [現状と課題]

- 市民アンケートで居住地区の暮らしやすさについて聞いたところ、市全体で約半数が「道路や交通機関等の使いやすさ」に満足していません。
- 本市では、利用者の利便性を確保するための市内循環バスの運営をはじめ、障がい者対象の福祉タクシーの助成、要介護認定者対象のケアタクシーチケット交付を実施しています。
- 自家用車の利用が多い今日の社会ですが、様々な事情で自家用車の利用が難しい方の外出を助けるサービスや公共交通の充実は、日々の暮らしやすさに直結する重要な基盤となります。
- 防災や緊急時の対応についての市民アンケートをみると、「日ごろから地域の防災訓練に参加していない」86.7%、「地域の自主防災組織に入っていない」71.6%となっています。また、東日本大震災の経験を受けて、「隣近所での声のかけあい」「避難場所・施設の環境整備」「相互に安否を確認できる体制づくり」を、地域の取り組みとして特に重要なことの上位に挙げています。
- 本市では、防災対策として常備消防のほかに、消防団への支援および各地域の自主防災組織への活動支援を行っています。防犯対策としては、地域を核とした防犯活動や自主防犯団体への活動支援を行っています。
- 東日本大震災による災害だけでなく、台風や豪雨による被害が毎年のように発生しています。こうした時代にあって、市民の生命や生活を守るためには、防災・減災対策、交通事故や犯罪発生の防止、生活環境の向上がより重要となります。さらには、災害時に援護が必要となる高齢者、障がい者、病気で寝たきりの方、子どもなどにとって、災害時の避難支援体制が生命に関わる重要な取り組みとなります。
- その他、ごみの不法投棄やモラルの低下がみられるといった意見が出されています。

## 5-1 生活環境の向上

### 市民や地域が取り組むこと

- ◆ 点字ブロックの上や狭い道路に、自転車や自動車を駐輪・駐車しないよう心掛けます。
- ◆ 外出や移動の際は互いに協力し合います。

### 行政が取り組むこと

高齢者、障がい者、子ども、妊婦などを含め、すべての市民の社会参加を進める上で、ユニバーサルデザインの理念に基づいた福祉のまちづくりを推進します。

施策の方向	今後5年間の取り組み	担当課
主要公共施設のバリアフリー化の推進	市役所やふれあいセンター等の公共施設をユニバーサルデザインの視点から整備します。	関係各課
道路整備の推進	道路の危険箇所の整備・復旧を重点的に進めています。歩道等のバリアフリー化は、緊急性の高いものの整備に努めます。	建設課
通学路の安全性の向上	児童・生徒の通学の安全確保に努めます。局部的に危険な箇所は、路面表示、危険周知看板、反射板等を設置し改善を図ります。	建設課
JR 東金線対策事業	求名駅のエレベーター、スロープの設置をJR東日本(東日本旅客鉄道株式会社)に要請します。	企画課
要介護者・障がい者の外出支援	要介護者、障がい者等の通院、社会活動の範囲拡大のため、タクシー券の交付、利用の補助を行います。	社会福祉課 高齢者支援課
買い物困難者への支援	高齢化や、身近な場所からの店舗の撤退などにより、住んでいる地域での日常の買い物が困難な方を支援する取り組みについて、関係機関と連携を図り検討します。	社会福祉課 高齢者支援課 産業振興課
デマンド交通の運行	新たな交通手段としてデマンド乗り合い交通を導入します。ユニバーサルデザイン車両の導入を含め、運行方法等について検討します。	企画課
環境意識の啓発教育	生活環境の美化や自然環境の保全・浄化のため、市内一斉清掃、ポスター展、水質検査、啓発物品の配布などを実施します。	環境保全課
環境美化イベントの開催	あしたの森、ビオトープ等における市民活動やウォークラリー、自然観察会などの環境イベントの開催を支援します。	環境保全課

**社会福祉協議会**が取り組むこと（地域福祉活動計画）

- ◆買い物困難への支援体制づくりに取り組みます。
- ◆ふれあい移動サービスの協力会員増員と福祉車両増車を目指します。

事業名	今後5年間の取り組み
こども遊び場設置、補修への補助	こどもが安心して遊べる環境を整備するために地区が自主管理運営するこどもの遊び場の遊具等の整備補修費用の一部を助成します。
新 買い物困難者への支援	買い物が困難な高齢者等の実態を調査し、サービス導入やネットワークづくりに取り組みます。
福祉カー貸出サービスの実施〔再掲〕	移動が困難な高齢者や障がい者（児）等の外出や日常生活を支援するために福祉車両を貸出します。
福祉用具貸出サービスの実施〔再掲〕	日常生活において福祉用具が必要な方を支援するために福祉用具を貸出します。
ふれあい移動サービスの実施〔再掲〕	移動が困難な高齢者及び障がい者（児）等の外出や日常生活を支援するために市民の参加と協力を得て、福祉車両で送迎します。また、運転協力会員の増員に努めます。

## 5-2 防災・防犯・交通安全対策の推進

### 市民や地域が取り組むこと

- ◆ 災害時に備え、防災グッズの準備、食料品・飲料水等を備蓄します。
- ◆ 車を運転する人は、通学の子どもや夜間の歩行者に注意を払い、一層の安全運転を心掛けます。
- ◆ 身近な場所の危険箇所を発見したら、市役所や最寄りの関係機関に連絡します。
- ◆ 家庭での事故防止、災害時の連絡体制、避難場所、避難方法の把握を心掛けます。
- ◆ 自治会、民生委員児童委員、地域団体では、事故防止・犯罪防止・防災対策など、地域安全活動に一層取り組みます。

### 行政が取り組むこと

市民一人ひとりが犯罪や事故、災害からの不安をなくし、安心して暮らしていけるよう、関係機関と連携した安心・安全のまちづくりを推進します。

施策の方向	今後5年間の取り組み	担当課
地域防災計画の見直し	地域防災計画を東日本大震災の教訓に基づき見直します。	総務課
防災体制の整備	災害時に市民が速やかに対応できるよう、防災訓練を実施します。また、地域での避難訓練、防災訓練を支援します。 訓練時には、高齢者、障がい者、乳幼児、外国籍市民など援護を必要とする人に配慮し、地域での体制整備を支援します。	総務課
自主防災組織への支援	自主防災体制の充実を図るため、自主防災活動に必要な資材、機具等の整備や、組織の活動や資機材の備蓄などに対し、補助を行ない、自主防災組織の活動を支援します。	総務課
災害時要援護者の把握と共有	高齢者や障がい者の意向に基づき災害時要援護者の把握に努め、関係機関との情報共有を図ります。	総務課 社会福祉課 高齢者支援課
災害後の安心・安全の確保	災害後の緊急連絡の支援や、適切な情報提供によって混乱を収め、速やかな安否確認を行います。	総務課 関係各課
防犯対策事業	防犯意識を高めるための啓発や、防犯灯の設置を進め、犯罪の起こりにくい環境整備に努めます。	総務課
地域ぐるみの防犯活動	防犯指導員等で構成される防犯組合や自主防犯ボランティアの活動を支援し、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	総務課

施策の方向	今後5年間の取り組み	担当課
交通安全意識の啓発	交通安全意識の高揚を図るため幼稚園・保育所・小学校・中学校及び高齢者を対象に交通安全教室を実施します。 また、警察・交通安全協会等と協力し、交通安全運動、街頭キャンペーンなど交通安全啓発活動を実施します。	総務課

### 社会福祉協議会が取り組むこと（地域福祉活動計画）

- ◆災害時の支援体制の確立を目指します。
- ◆災害ボランティアセンターの理解促進と運営補助者を育成します。

事業名	今後5年間の取り組み
災害見舞金の給付	災害等の被害を受けた世帯を応急的に支援するために見舞金を給付します。
新 災害ボランティアセンターの運営	被災時の災害ボランティアセンター運営に備え、設置マニュアルを作成するとともに、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行います。

## 目標 6 地域福祉体制の強化

### [ 現状と課題 ]

- 地域福祉活動を実践するパートナーとして、市民、自治会、ボランティア団体、任意団体などがあります。地域福祉を進めるうえでの主役は市民であり、まちづくりへの市民の参画は必要不可欠なものです。
- 市民アンケートでは、現在、地域活動やボランティア活動などに取り組んでいる市民の割合はおよそ4人に1人（約25%）です。しかし、今後、地域活動やボランティア活動に意欲を示す市民は1.5人に1人（約65%）と、極めて高いことがわかりました。また、活動の条件として、「身近なところで参加できる」「気軽に参加できる」「活動時間や曜日が自由」といった、堅苦しくない活動を望んでいます。
- 関係団体ヒアリングでは、会員、グループ内での人材・スタッフ、活動場所の不足が深刻な問題となっています。
- 本市では、市民活動、ボランティア活動、自治活動の活性化を促進するための支援事業を展開しています。
- 市社協では、地区社協を中心とした小地域福祉活動の活性化を図っています。
- ボランティアに関心の高く、意欲的な市民が気軽に参加できるような機会を数多くつくるのが重要といえます。
- すべての人びとがともに生き、ともに育つ地域福祉の実現をめざすためには、互いに思いやり、助け合う「福祉のこころ」をはぐくむことが大切です。
- 市民アンケートでは、福祉への関心について、「ある程度関心がある」が最も多く53.8%と半数を超え、次いで「とても関心がある」が21.0%となっており、関心は決して低くないことがわかりました。
- 市社協では、小中学校での福祉教育の協力、福祉のまちづくりポスターコンクールを実施しています。
- 市民一人ひとりの意識のなかに、福祉の考え方が浸透し、地域に根付き、すべての人びとの人権が尊重される福祉文化が形成されるよう、幼児教育や学校教育、社会教育などあらゆる機会をとらえて福祉教育を推進することが重要です。

## 6-1 社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の活性化

### 市民や地域が取り組むこと

- ◆ 一人ひとりが社会福祉協議会や地区社会福祉協議会の活動に関心を持ちます。
- ◆ 一人ひとりが会員制度への理解と協力に心掛けます。
- ◆ 積極的に社会福祉協議会事業へ理解を示し、参加や協力を努めます。

### 行政が取り組むこと

市と市社協は福祉の両輪であることから、その活動を積極的に支援するとともに、相互の連携を強化します。

施策の方向	今後5年間の取り組み	担当課
社会福祉協議会活動の推進 <b>重点プロジェクト</b>	市社協が実施している福祉活動を支援します。	社会福祉課

### 社会福祉協議会が取り組むこと（地域福祉活動計画）

- ◆ 社会福祉協議会の組織強化と自主財源の確保を目指します。
- ◆ 福祉座談会を開催し地区社協活動の実践を強化します。
- ◆ 地区社協間の情報交換や交流の「場」を作ります。

事業名	今後5年間の取り組み
理事会、評議員会、監事監査、委員会の運営	市民参加による福祉活動の充実を図るために、会議や事業運営に関する研修会を開催し社協基盤の強化を図ります。
苦情解決に関する体制の推進	福祉サービスに対する利用者の苦情や意見等からサービスの向上を図るため、第三者委員による苦情解決体制の充実に努めます。
新地域福祉活動計画の推進	市民、地域団体、ボランティア、NPOなどお互いに連携し計画を推進します。
会員の募集	会員の増加を図るために、社協会費の使いみちを広報紙やホームページ等で分かりやすく周知します。
福祉バザーの実施	市民から物品を提供いただき販売します。また、理解促進を図るため収益金の使いみちを広く周知します。
チャリティ事業の実施	チャリティ事業を開催するとともに、市民の交流や協賛企業による地域福祉活動への参加を推進します。
プルタブ、使用済み切手等の収集	気軽に参加できる「収集ボランティア活動」として実施します。また、プルタブや使用済み切手の回収拠点の拡大を図ります。
地区社協の設置	小地域福祉活動推進のために、地区社協(12地区)を設置し活動を支援します。また、地区社協の活動拠点整備を検討します。
地区社協活動の推進 <b>重点プロジェクト</b>	市社協との連携や地区社協間の情報交換、活動促進を図るために、連絡会議や研修会を開催するとともに、事業を補助し、小地域福祉活動の充実を図ります。
福祉座談会の実施 <b>重点プロジェクト</b>	社協活動の原則となる市民の福祉課題を把握するために地区社協ごとに福祉座談会を開催します。

## 6-2 地域福祉活動の活性化と連携強化

### 市民や地域が取り組むこと

- ◆ 複数の自治会や地区が合同で子育て支援やイベントを実施するなど、地域間の連携を深めます。
- ◆ 一人ひとりが高い意識をもち、行事の音頭をとったり、進んで役員を引き受けたりするよう心掛けます。
- ◆ 子ども会やジュニアリーダー講習会、夏休みボランティア体験に積極的に参加し、子どものころからの地域活動やボランティア活動体験を大切にします。
- ◆ 行事やイベント時に、広くボランティアを募ります。
- ◆ 地域活動やボランティア活動に関心を持ちます。

### 行政が取り組むこと

自治会への加入を促進するとともに、地域やボランティア団体などの活動を支援します。

施策の方向	今後5年間の取り組み	担当課
ボランティア・市民活動の育成支援 <b>重点プロジェクト</b>	地域連携・協働推進協議会によって、ボランティアや市民活動団体などNPOの活性化や参加促進を図ります。	企画課
自治会活動の支援 <b>重点プロジェクト</b>	自治活動を活発に行えるよう、活動の拠点の整備や、先進的な自治活動事例の調査をサポートします。 また、自治会活動への理解を求めるとともに、加入を促進します。	総務課
地域の活動拠点の整備 <b>重点プロジェクト</b>	様々な地区活動の拠点として、各地区公民館などの維持補修に努めます。	生涯学習課
ワーク・ライフ・バランスの推進 <b>重点プロジェクト</b>	市全域で地域活動やボランティア活動を活発化していく観点から、企業や各関係機関の地域活動への参加を要請するとともに、企業の社会的責任として、従業員のワーク・ライフ・バランスの推進が図られるよう、意識の普及と啓発を行います。	企画課 社会福祉課 産業振興課

**社会福祉協議会**が取り組むこと（地域福祉活動計画）

- ◆地域福祉活動やボランティア活動の担い手を育成します。
- ◆地域福祉やボランティア活動者を継続的に支援します。
- ◆地域の関心事を把握し、知る「場」を作ります。

事業名	今後5年間の取り組み
ボランティア・市民活動センターの運営【再掲】 <b>重点プロジェクト</b>	ボランティア・市民活動センターを開設し、相談業務や情報提供、養成事業を行います。また、センターのPRや利用促進を図るためアンテナショップの開設を目指します。
ボランティアの育成【再掲】 <b>重点プロジェクト</b>	ボランティア活動へ気軽に参加できるよう養成講座を開催します。また、活動者のリーダーの育成を目指します。 定年退職した方々の知識や経験を地域福祉活動に活かせる「場」づくりをします
ボランティアまつりの開催	ボランティア活動団体の交流と市民参加を促進するためにボランティアまつりを開催し、協働事業による連携強化を図ります。
ボランティア団体への助成	ボランティア・市民活動センターの登録団体へ活動支援のために活動費を助成し、ボランティア活動の充実と連携強化を図ります。
ふれあい物品の貸出【再掲】	地域でコミュニティ活動を行う団体を支援するために、物品を貸出します。
新 医療・保健・福祉の講演会・シンポジウム（仮称）の実施【再掲】	医療・保健・福祉の連携の重要性を知るために、各分野の専門家による講演会を開催します。 また、安心して住み慣れた地域で在宅生活ができるよう、市民も含めた話し合いの場をつくり、連携強化に向けた取り組みを考えていきます。
新 認知症サポーター養成講座の実施【再掲】	認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝えることにより、地域での理解(支援)者を養成します。
福祉団体への助成	地域福祉団体へ活動支援のために活動費を助成し、福祉活動の充実と連携強化を図ります。
共同募金運動への協力	共同募金会支会として、共同募金運動の目的を市民に深く理解してもらうために広報紙等で周知をし、募金への理解・協力を促進します。

## 6-3 福祉・人権教育の推進

### 市民や地域が取り組むこと

- ◆ 一人ひとりが福祉に関する勉強会や研修へ積極的に参加するよう心掛けます。
- ◆ 障がいのある人やその家族との交流を行うなど、幼少期からの福祉教育を進めます。
- ◆ 地域のなかで福祉に関する勉強会を開催します。

### 行政が取り組むこと

すべての市民が地域福祉活動に理解と興味をもって積極的に参加するよう、学校教育、社会教育など、あらゆる機会で啓発に努めます。

施策の方向	今後5年間の取り組み	担当課
福祉教育の推進 <u>重点プロジェクト</u>	学校教育活動での交流やボランティア活動などを地域との関わりを持ちながら、推進します。 また、生涯学習の場を通じ、講演会や教室を開催するなど生涯を通じた福祉教育の推進を行っていきます。	社会福祉課 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課
障がい及び障がい者に対する理解の促進	広く障がいについての理解を深められるよう、各種イベントの開催や啓発活動等に努めるとともに、障がいのある人が参加しやすい環境づくりへの取り組みを支援します。	社会福祉課
男女共同参画社会の推進	男女共同参画意識についての啓発を図り、女性の積極的な政策形成等への参画、男性の地域や家庭への参加を促進します。	企画課

### 社会福祉協議会が取り組むこと（地域福祉活動計画）

- ◆ 次世代の福祉の担い手を育成します。
- ◆ 福祉教育関係者の共通意識を向上します。

事業名	今後5年間の取り組み
福祉教育活動への支援 <u>重点プロジェクト</u>	小中学校における福祉教育を支援するために、福祉教育プログラムの作成を行います。また、福祉教育担当者の情報交換会を実施します。
福祉のまちづくりポスターコンクールの実施	福祉に関する関心を深めるために、ポスターコンクールを実施します。
社会福祉大会の開催	社会福祉の発展に寄与された方々を表彰または感謝の意を表し、福祉活動への理解促進を図ります。

## 目標 7 交流とふれあいの拡大

### [ 現状と課題 ]

- 支え合い・助け合いのある地域にしていくためには、身近な地域に暮らす住民同士の顔がみえ、ふれあいや交流活動が活発に展開されていることが重要です。
- 市民アンケートでは、地域内の助け合い、支え合い活動に重要なことについては、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」「地域における福祉活動の意義と重要性をもっと PR する」が上位を占めていることから、普段、ふれあうことのない市民同士が交流する機会の重要性が高いことがわかります。
- 市社協では、ふれあいサロンや各種のイベントを通して交流機会を提供しています。こうした機会を参加者同士のより深いつながりに結び付けるため、また、多世代が交流できるよう、プログラムを一緒に考案したりするなど、講座内容に参加者の主体性を活かす工夫が必要となります。

### 7-1 交流機会の拡充

#### 市民や地域が取り組むこと

- ◆ 一人ひとりが隣近所や地域の人と積極的にあいさつを交わすなど、近所付き合いを大切にします。
- ◆ 地域の伝統行事や地域活動に自ら積極的に参加するように心掛けます。
- ◆ 行事・イベントの時には、隣近所で声かけをし、参加しやすい雰囲気をつくります。
- ◆ 地域の学校行事に参加するなど、学校を通じた交流を行います。

#### 行政が取り組むこと

地域福祉活動を促進するため、誰もが気軽に集まることができる機会の充実を図るとともに、既存の施設などを利用した地域の拠点づくりに努めます。

施策の方向	今後5年間の取り組み	担当課
交流拠点の整備 <u>重点プロジェクト</u>	新産業プラザ UBOX が、幅広い年代による交流の場として活用されるよう支援します。	産業振興課
元気アップ計画の推進 <u>重点プロジェクト</u>	交流人口の増大を図るため、「まちの駅」の設置を推進するなど、潜在的な地域力を引きだし、結びつける仕掛けを施したまちづくりを進めます。	産業振興課
地域交流活動の支援 <u>重点プロジェクト</u>	地域の様々な組織・団体により実施されているイベントや交流事業などへの支援を行います。	関係各課

施策の方向	今後5年間の取り組み	担当課
市民活動サポート広場の創設 <u>重点プロジェクト</u>	市民活動団体やボランティア活動団体等NPOの活動をサポートするため、情報の収集・発信及び活動の場をふれあいセンター内に設置します。	企画課
子育てサロンの検討 <u>重点プロジェクト</u>	子育て中の方の、友達づくりや育児不安の解消の場として役立ててもらえるよう、親子の集いの場として、また市内の子育てグループの活動の場として「子育てサロン」をふれあいセンター内に設置するよう、関係団体と協議します。	企画課

### 社会福祉協議会が取り組むこと（地域福祉活動計画）

- ◆市民同士や異世代が気軽に交流や仲間づくりのできる「場」を作ります。
- ◆障がい者等の支援が必要な方々との交流や理解促進の「場」を作ります。
- ◆市民が企画する事業を支援します。

事業名	今後5年間の取り組み
ふれあいサロンの実施 【再掲】 <u>重点プロジェクト</u>	市民同士の交流や仲間づくりのために、ふれあいサロンを実施します。また、市民の企画による事業を協働で実施します。
新 交流事業活動者への支援 <u>重点プロジェクト</u>	地域で交流事業を行う活動者同士の交流や情報交換会を実施します。
おもちゃ図書館への支援	障がいのある子どもたちを中心に、あそび(おもちゃ)をとおして交流やコミュニケーションを育てる場所づくりを行っているおもちゃ図書館の活動を支援します。
障がい者ふれあい交流事業の実施	障がい者(児)の交流や仲間づくりのために、レクリエーションなどの交流事業を実施します。
障がい者週間イベントの実施	障がい者団体の交流と障がい者への理解促進を図るために、イベント(ふえずたまっ)を開催し、協働事業による連携強化を図ります。
親子ふれあい交流事業の実施	親子のふれあいや異世代間の交流のために、交流事業を実施します。

## 東金市社会福祉協議会活動計画を一覧にしました

## 1-1 情報提供方法の充実

事業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
ホームページ	随時更新	随時更新	随時更新	随時更新	随時更新
お知らせスタンド (パンフレットスタンド)	拡充 (1カ所増)	拡充 (1カ所増)	拡充 (1カ所増)	拡充 (1カ所増)	拡充 (1カ所増)
新メールマガジン	検討・準備	実施	実施	実施	実施

## 1-2 情報内容の充実

事業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
福祉だより	継続 (年5回)	(年5回)	(年5回)	(年5回)	(年5回)
共同募金通信	継続 (年1回)	(年1回)	(年1回)	(年1回)	(年1回)
ボランティアセンターだより	継続 (年6回)	(年6回)	(年6回)	(年6回)	(年6回)

## 2-1 相談体制の充実

事業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
心配ごと相談	継続 (週1回)	(週1回)	(週1回)	(週1回)	(週1回)
法律相談	継続 (月1回)	(月1回)	(月1回)	(月1回)	(月1回)
ボランティア相談	継続 ショップ検討	ショップ準備	ショップ開設		

## 3-1 権利擁護の普及促進

事業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
日常生活自立支援事業 (さんむ広域後見支援センター)	継続 (初期相談)				
生活支援員養成	継続 (2名増)	(3名増)	(2名増)	(2名増)	(3名増)
新認知症サポーター養成講座	準備・実施 (30人)	実施 (30人)	(30人)	(60人)	(60人) キャラバンメイト養成

## 3-2 虐待防止体制の充実

事業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
心配ごと相談【再掲】	継続 (週1回)	(週1回)	(週1回)	(週1回)	(週1回)

## 4-1 福祉サービスの充実

事業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
福祉カー貸出サービス	継続				
福祉用具貸出サービス	継続				
ふれあい移動サービス	継続 協力会員 増員検討	協力会員 増員			
ささえあいサービス	継続 (月2回) 充実検討	(月2回)	(月2回)	(月2回)	(月2回)
福祉テレホンサービス	継続 (週1回) 拡充検討	(週1回)	(週1回)	(週1回)	(週1回)
歳末大掃除支援サービス	継続 見直し検討				
年越し、おせち料理友愛訪問	継続 見直し検討				
ふれあい物品貸出	継続 基準検討				
敬老祝い事業	継続 見直し検討				
金婚祝い事業	継続				
出産祝い事業	継続				
東金市福祉作業所管理 経営(市指定管理)	指定				応募
東金市簡易マザーズホ ーム管理経営(市指定 管理)	指定				(応募)
東金市福祉資金貸付	継続 見直し検討				

## 4-2 健康づくりの充実

事業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
ボランティア育成	継続 出張講座 (年1回20名)	実施 見直し			
ふれあいサロン	実施 拡充検討	実施 (1×ニュー増)	(1×ニュー増)	(1×ニュー増)	(1×ニュー増)

## 4-3 医療・保健・福祉の講演会・シンポジウム(仮称)

事業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
新医療・保健・福祉の講演会・シンポジウム(仮称)	実施 (年1回)	継続 (年1回)	(年1回)	(年1回)	(年1回)

## 5-1 生活環境の向上

事業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
こども遊び場設置、補修補助	継続 見直し検討				
新買い物困難者支援	調査・検討	準備	実施	実施	見直し
福祉カー貸出サービス【再掲】	継続				
福祉用具貸出サービス【再掲】	継続				
ふれあい移動サービス【再掲】	継続 協力会員 増員検討	協力会員 増員			

## 5-2 防災・防犯・交通安全対策の推進

事業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
災害見舞金給付	継続				
新災害ボランティアセンター	マニュアル作成 訓練実施	マニュアル見直し 訓練実施	マニュアル見直し 訓練実施	マニュアル見直し 訓練実施	マニュアル見直し 訓練実施

## 6-1 社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の活性化

事業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
理事会、評議員会、監事監査、委員会	継続				
苦情解決に関する体制推進	継続				

第1章 施策の展開

事業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
新地域福祉活動計画 推進	推進			評価	次期策定
新地域福祉活動計画 推進(地区社協)	計画	実行	評価 計画	実行	評価
会員募集	継続 会員増検討				
福祉バザー	継続 (年1回) 配分検討	(年1回)	(年1回)	(年1回)	(年1回)
チャリティ事業	継続 拡充検討				
プルタブ、使用済み切手 等収集	継続 拠点検討	拠点拡充 (1カ所増)	拠点拡充 (1カ所増)	拠点拡充 (1カ所増)	拠点拡充 (1カ所増)
地区社協設置	継続				
地区社協活動推進 <u>重点プロジェクト</u>	継続				
福祉座談会の実施 <u>重点プロジェクト</u>	実施 各地区 (年1回)	(年1回)	(年1回)	(年1回)	(年1回)

6-2 地域福祉活動の活性化と連携強化

事業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
ボランティア・市民活動 センター【再掲】 <u>重点プロジェクト</u>	継続 シヨップ検討	シヨップ準備	シヨップ開設		
ボランティア育成 【再掲】 <u>重点プロジェクト</u>	継続 出張講座 (年1回20名)	実施 見直し			
ボランティアまつり	継続 (年1回)	(年1回)	(年1回)	(年1回)	(年1回)
ボランティア団体助成	継続				
ふれあい物品貸出 【再掲】	継続 基準検討				
新医療・保健・福祉の講 演会・シンポジウム(仮称) 【再掲】	実施 (年1回)	継続 (年1回)	(年1回)	(年1回)	(年1回)
新認知症サポーター養 成講座 【再掲】	準備・実施 (30人)	実施 (30人)	(30人)	(60人)	(60人) キャラバンメ イト養成

事業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
福祉団体助成	継続 基準検討				
共同募金運動協力	継続				

### 6-3 福祉・人権教育の推進

事業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
福祉教育活動支援 <u>重点プロジェクト</u>	継続 情報交換会	プログラム作成			
福祉のまちづくりポスターコンクール	継続 (年1回) 拡充検討	(年1回)	(年1回)	(年1回)	(年1回)
社会福祉大会	実施		実施		実施

### 7-1 交流機会の拡充

事業名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
ふれあいサロン 【再掲】 <u>重点プロジェクト</u>	実施 拡充検討	実施 (1メニュー増)	(1メニュー増)	(1メニュー増)	(1メニュー増)
新 交流事業活動者支援 <u>重点プロジェクト</u>	情報交換会	継続			
おもちゃ図書館支援	継続				
障がい者ふれあい交流事業	継続 (年1回)	(年1回)	(年1回)	(年1回)	(年1回)
障がい者週間イベント	継続 (年1回)	(年1回)	(年1回)	(年1回)	(年1回)
親子ふれあい交流事業	継続 (年1回)	(年1回)	(年1回)	(年1回)	(年1回)

## 第2章 計画の推進

### 1 節 推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する領域別計画の担当部署を中心に、関係部局との連携を図り、執行体制の強化による本計画及び関連する領域別計画の推進に努めます。

なお、本計画及び関連する領域別計画の進行管理については、関係部局と連携しながら定期的な現況調査と検証を行い、チェック機関の設置を検討するなど、計画の進捗及び改善点を把握します。

### 2 節 市民参加の促進

地域福祉計画・地域福祉活動計画の特徴は、「地域とともに地域の課題を考え地域福祉を向上させていく」というところにあります。本計画策定にあたっては、市民、関係団体、そして「地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」といった、多くの方からいただいた意見が反映されています。

今後、地域福祉を着実に推進していくためには、市民参加のもと、市民を主役とした地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行状況の確認、計画の見直しをしていく必要があります。そのため、現行の「地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」を母体にした市民参加型の「地域福祉を推進する会（仮称）」を設置します。

さらに、市民が福祉サービスの利用者としてだけでなく、地域福祉の担い手として主体的に活動する地域づくりを目指して、市民を対象とした地域福祉に関するセミナーや市民懇談会を開催するなど、様々な機会を活用し地域福祉への理解と参加・協力を求めていきます。

### 3 節 地域福祉推進のための連携強化

本市及び市社協では、ボランティア団体、NPO 法人、その他計画推進に関連する団体との連携を図りながら施策を進めてきました。今後も定期的に協働の立場で意見交換を図る機会を設けて、本計画を推進していきます。

また、県や関係機関との連携についても、さらに強化していきます。

## 4 節 計画の普及・啓発

本計画について、市及び市社協の広報紙やホームページ、パンフレットなどでの広報を行い、計画内容の周知を図ります。

また、市民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、自治会や民生委員・児童委員を通じて、各地域での具体的な取り組みや活動事例などを紹介していきます。

# 第3章 参考資料

## 1 節 市民アンケートからみる現状

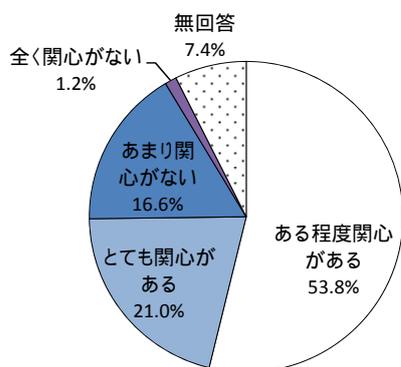
### (1) 福祉について

福祉への関心については、「ある程度関心がある」が最も多く 53.8%と半数を超え、次いで「とても関心がある」が 21.0%などとなっています。

関心のある福祉の分野については、「高齢者福祉」が最も多く 47.2%と半数近くを占め、次いで「児童福祉」が 16.4%などとなっています。

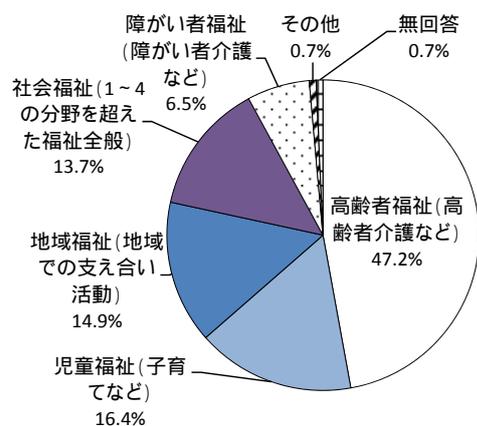
福祉への関心度

(回答者数=1,005)



関心ある福祉の分野

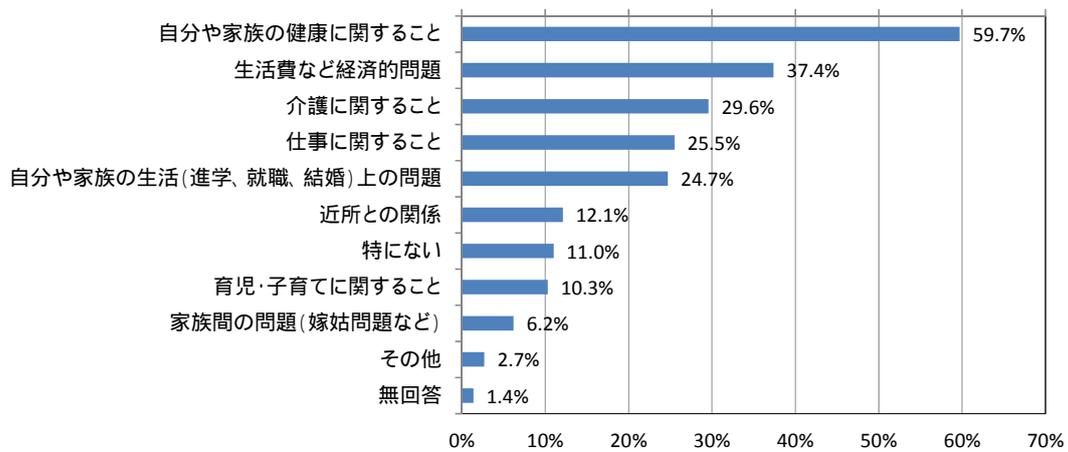
(関心のある方のみ。回答者数=752)



(2) 普段の悩みごとや不安

普段の悩みごとや不安については、「自分や家族の健康に関すること」が最も多く59.7%で6割近くを占めています。次いで「生活費など経済的問題」が37.4%、「介護に関すること」が29.6%などとなっています。

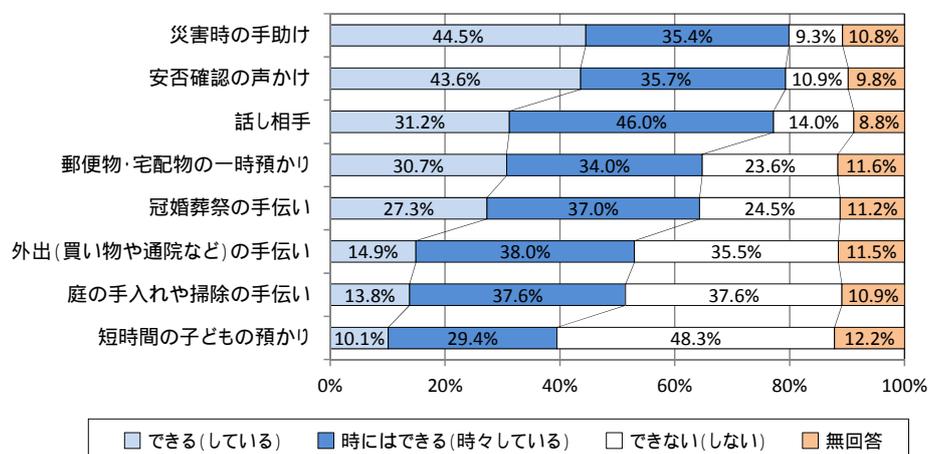
普段の悩みごとや不安（回答者数=1,005）



(3) 地域との関わりについて

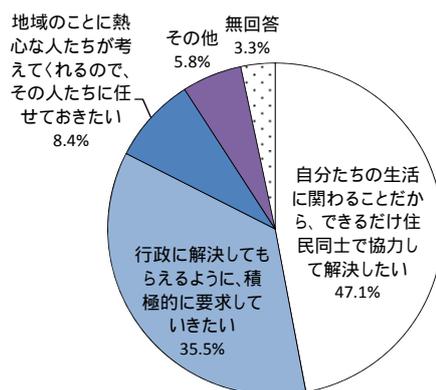
近所の人から頼まれた場合、「できる（している）」と「時にはできる（時々している）」を合わせて最も多いのは「災害時の手助け」で79.9%、次いで「安否確認の声かけ」で79.3%、「話し相手」で77.2%などとなっています。一方で「できない（しない）」で最も多いのは「短時間の子どもの預かり」で48.3%、次いで「庭の手入れや掃除の手伝い」で37.6%、「外出（買い物や通院など）の手伝い」で35.5%などとなっています。

近所からの頼まれ事の対応度（回答者数=1,005）



地域内の身近な課題の解決方法については、「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が最も多く47.1%で半数近くを占めています。次いで「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」が35.5%などとなっています。

地域内の身近な課題の解決方法（回答者数=1,005）



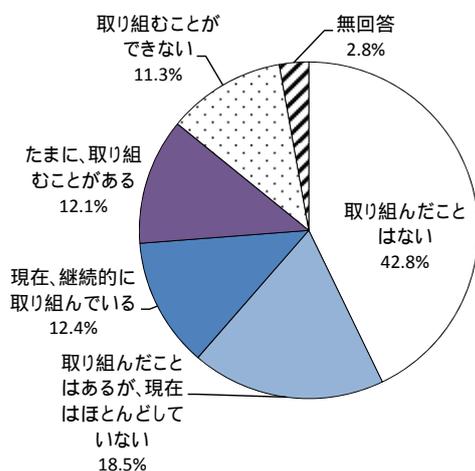
(4) 地域活動、ボランティア活動について

地域活動やボランティア活動などの参加状況については、「取り組んだことはない」が最も多く42.8%で、次いで「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」が18.5%などとなっています。

今後の地域活動やボランティア活動などに取り組む意向があるかについては、「機会があれば取り組んでもよい」が最も多く50.1%で半数を超え、次いで「できるだけ取り組んでいきたい」が15.5%などとなっています。

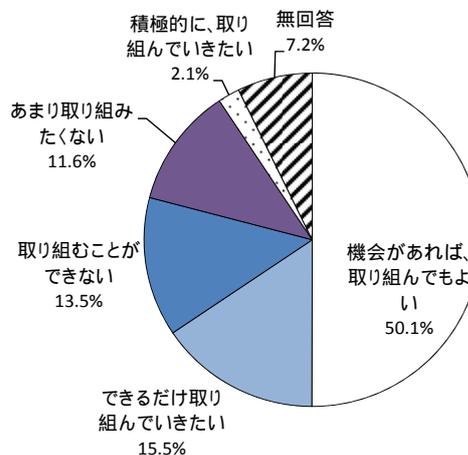
活動への参加状況

(回答者数=1,005)



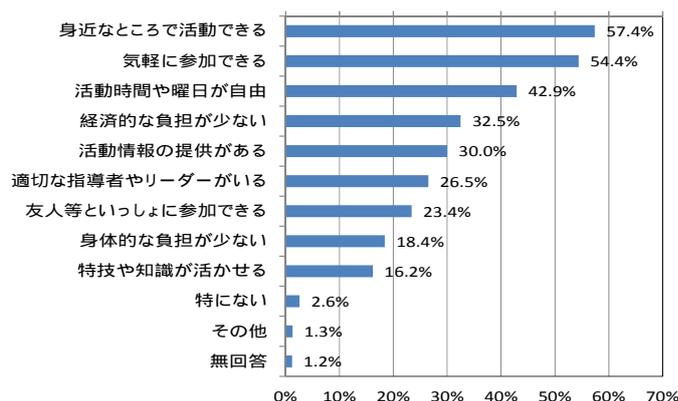
活動への今後の参加意向

(回答者数=1,005)



どのような条件なら活動・参加できるかについては、「身近なところで参加できる」が最も多く57.4%で6割近くを占め、次いで「気軽に参加できる」が54.4%と半数を超え、「活動時間や曜日が自由」が42.9%、「経済的な負担が少ない」が32.5%などとなっています。

活動への参加状況 (参加意向のある方のみ。回答者数=680)

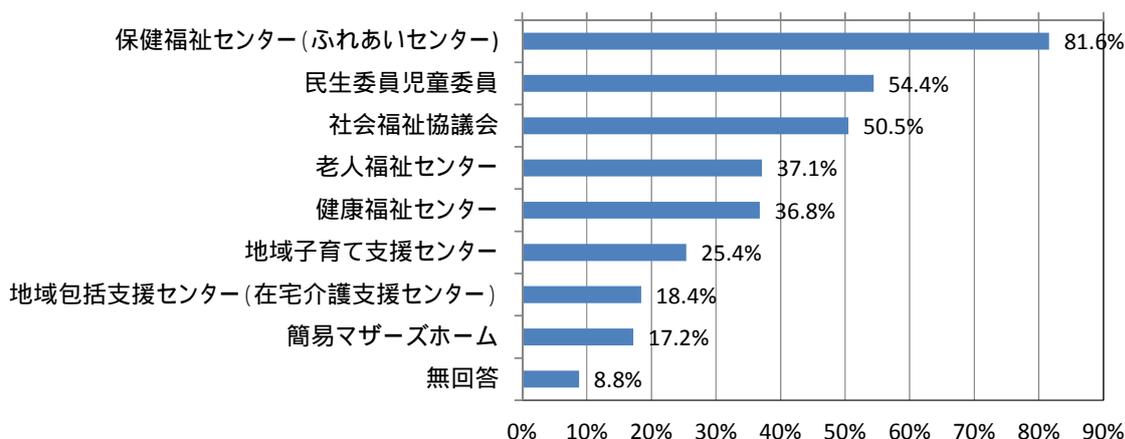


(5) 福祉サービスの認知度について

福祉にかかる団体、機関を知っているかについては、「保健福祉センター」が最も多く81.6%で8割を超え、次いで「民生委員児童委員」が54.4%、「社会福祉協議会」が50.5%といずれも5割を超えています。

各団体・機関の認知度

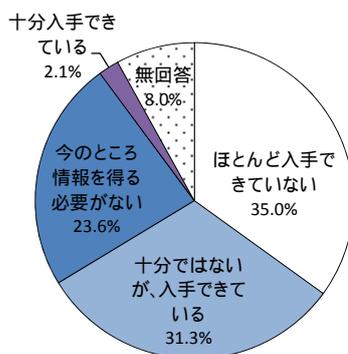
(回答者数=1,005)



自分に必要な福祉サービスの情報については、「ほとんど入手できていない」が最も多く35.0%で、次いで「十分ではないが、入手できている」が31.3%などとなっています。

福祉サービスに関する情報量

(回答者数=1,005)

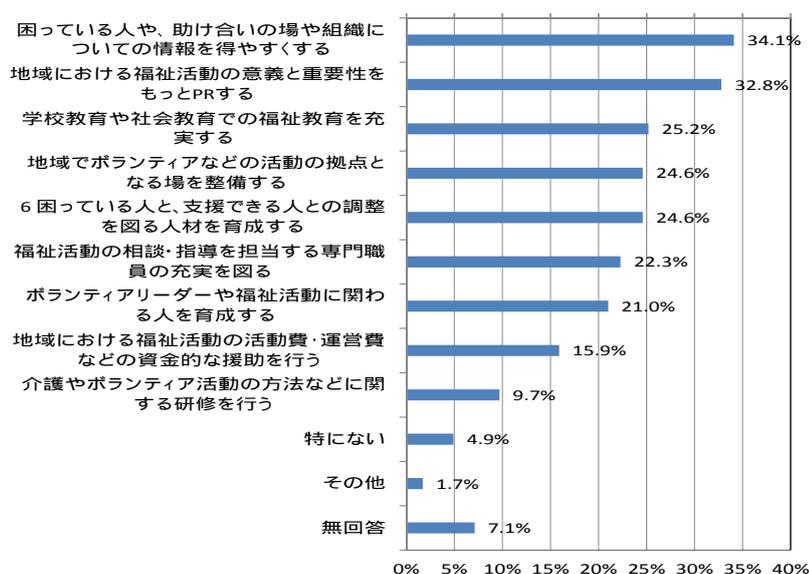


(6) 市の地域福祉のあり方について

地域内の助け合い、支え合い活動に重要なことについては、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が最も多く 34.1%で、次いで「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が 32.8%などとなっています。

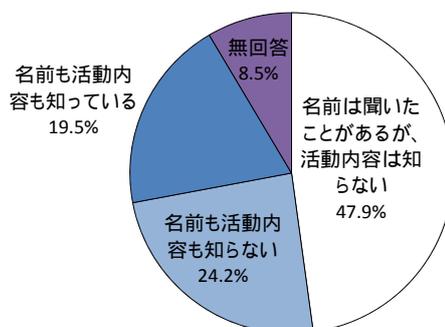
地域内の助け合い、支え合い活動に重要なこと

(回答者数=1,005)



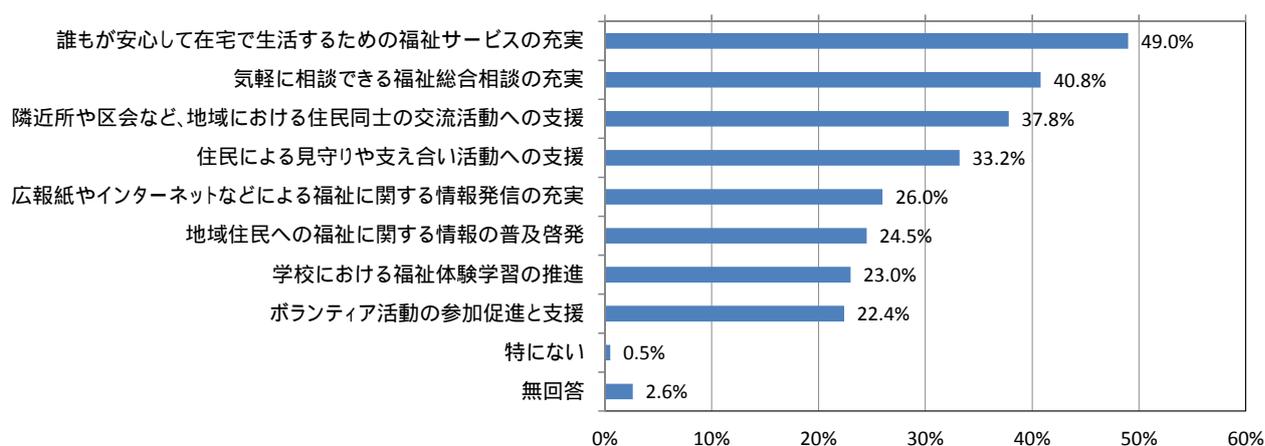
社会福祉協議会の認知度については、「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」が最も多く 47.9%で半数近くを占め、次いで「名前も活動内容も知らない」が 24.2%などとなっています。

社会福祉協議会の認知度 (回答者数=1,005)



今後、社会福祉協議会の活動・支援で充実してほしいことについては、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が最も多く49.0%で半数近くを占め、次いで「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が40.8%、「隣近所や区会など、地域における住民同士の交流活動への支援」が37.8%、「住民による見守りや支え合い活動への支援」が33.2%などとなっています。

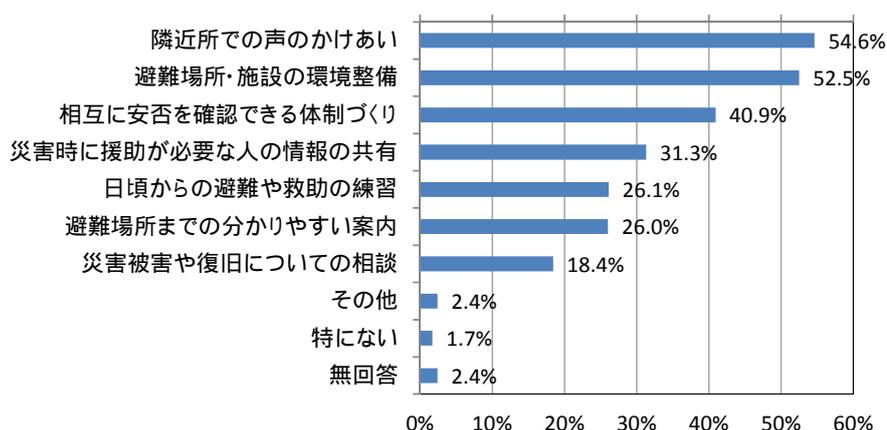
社会福祉協議会の活動・支援で充実してほしいこと（回答者数=1,005）



### (7) 災害時の対応について

東日本大震災を経験後、地域の取り組みとして特に重要と思うことについては、「隣近所での声のかけあい」が最も多く54.6%、次いで「避難場所・施設的环境整備」が52.5%といずれも5割を超え、次いで「相互に安否を確認できる体制づくり」が40.9%、「災害時に援助が必要な人の情報の共有」が31.3%などとなっています。

東日本大震災経験後の地域の取り組みで重要なこと（回答者数=1,005）



## 2 節 地域福祉座談会からみる現状・課題、今後の取り組み

### (1) 東金第1地区(上宿、谷、日吉台東・西・南)

地域の良いところ	
Aグループ	「近所付き合いがあり、地域の交流がある」「地域の見守りがある」「自然豊かで、安心安全な地域づくりに努力している」「健康やボランティア活動が活発である」など
Bグループ	「地域活動が活発」「自然豊かで、住みやすい」「ふれあいがある」など
地域の気になるところ	
Aグループ	「交通の便が悪い、歩道整備の遅れ」「子どもが少ない」「高齢化による地域活動の参加者の固定化」「買い物不便」「消防(署)交番がない」など
Bグループ	「子どもの遊び場が少ない」「独身者や高齢者世帯の増加」「交通の便が悪く、近くに店がない」「近所づきあいが少ない」など
主な課題と取り組み	
Aグループ	
課 題	取 り 組 み
地域の交流、ふれあいを もっと活性化しよう	住民がすること(自助) 行事に積極的に参加する
	地域がすること(共助) 交流できる場をつくる
	行政がすること(公助) ゴミの回収、地域活動を支援する
高齢者の生活支援を しよう	住民がすること(自助) 買い物ボランティアをする
	地域がすること(共助) 健康教室や交流の場をつくる
	行政がすること(公助) 循環バスの運行、介護予防の充実
Bグループ	
課 題	取 り 組 み
健康促進をはかる	住民がすること(自助) 定期健診の受診、日頃から運動を心掛ける
	地域がすること(共助) 皆が参加しやすい行事を計画する
	行政がすること(公助) 運動・スポーツのための環境整備
地域住民の助け合いの 機会を増やそう	住民がすること(自助) 隣近所との付き合いを深める
	地域がすること(共助) 区会活動の見直し、情報や苦情を受けやすいシステムをつくる
	行政がすること(公助) 高齢者の買い物手助けシステム、自助・共助を促す仕掛けづくり
年齢層を越えた地域活 動の推進	住民がすること(自助) 行事、ボランティアに積極的に参加する
	地域がすること(共助) だれでも参加できる行事を計画する
	行政がすること(公助) 公共施設の開放、障がい者の交通環境の改善

(2) 東金第2地区(岩崎、新宿)

地域の良いところ	
Aグループ	「伝統行事がある」「交通・買い物の便がよく、若者がいて、住環境が整っている」「防犯活動(子どもの見守り、パトロール)の実施」「地域内交流がある」など
Bグループ	「都心との交通の便がよく通勤圏である」「住民が長寿である」「区内のまとまりが良い」など
地域の気になるところ	
Aグループ	大きなスーパーができ便利になった反面、「商店街がシャッター街になり、高齢者の買い物が不便」「アパートが多くなり、近所付き合いが減少」「子どもが少ない」「高齢者の孤立化」「観光PR不足」など
Bグループ	商店街の衰退による「中心街の買い物難民」「公共施設が有効活用されていない」「高齢者と若者のふれあい不足」など
主な課題と取り組み	
Aグループ	
課題	取り組み
コミュニケーションを取ろう	住民がすること(自助) 進んで井戸端会議、おせっかい運動、挨拶をする
	地域がすること(共助) 集まる機会や場所を作る、共通の価値観(目的)をつくる
	行政がすること(公助) 地域活性化のためにコンテスト等を開催
コミュニティに入ろう	住民がすること(自助) 地域の一員としての自覚を持つ、声掛けや挨拶
	地域がすること(共助) 同じ目的をもった仲間を集める機会や場所を確保
	行政がすること(公助) 人材リストの作成や地域貢献企業を表彰する
Bグループ	
課題	取り組み
利便性をアピールしよう	住民がすること(自助) ゴミのポイ捨てをしない
	地域がすること(共助) 看板などによりゴミ捨てを注意喚起する、商店街を活性化し就職先を確保する
	行政がすること(公助) 地域美化のための行政指導、商工業の誘致、中心街としての街づくり
公共施設を充実させよう	行政がすること(公助) 多目的広場の設置や公園を再整備し、利用度を上げる
区内の結束を高め、少子高齢化社会を打破しよう	地域がすること(共助) 新旧住民の交流の場を設ける、地域行事を企画する

(3) 田間地区

地域の良いところ	
Aグループ	「近所付き合いがあり、まとまりがある」「地域活動が活発である」「住みやすい」「安全を守る意識が高い」など
Bグループ	「班ごとの防犯活動が盛ん」「組制度がある」「近所付き合いや世代交流がある」「福祉活動が活発で、団体同士が協力的である」「健康づくりが盛ん」など
地域の気になるところ	
Aグループ	「アパートが多く世代間の交流がない」「コミュニティセンターの活用」「福祉活動参加者の固定化」「街灯や防犯設備が少ない」など
Bグループ	「ゴミだしルールを守らない人がいる」「街灯が少ない」「新旧住民のふれあいが少ない」「放置自転車がある」など
主な課題と取り組み	
Aグループ	
課 題	取 り 組 み
交流の機会を増やそう	住民がすること（自助） 町内会に入会すること 地域がすること（共助） コミュニティセンターを活用する 行政がすること（公助） 地域イベントや会議などへの参加
高齢者の支えあいを充実しよう	住民がすること（自助） 話しかける、話を聞くこと 地域がすること（共助） 情報共有やちょっとしたボランティアを行う 行政がすること（公助） 資金を援助する
井戸・発電機などを確保しよう (災害時対策)	住民がすること（自助） A E Dの設置場所を確認する 地域がすること（共助） イベントの際に自家発電を利用する 行政がすること（公助） A E D・発電機の増設、井戸MAPの作成
Bグループ	
課 題	取 り 組 み
地域のふれあいを活性化しよう	住民がすること（自助） お互いの交流を持つ 地域がすること（共助） 地区会情報を共有する、若者の意見を聞く 行政がすること（公助） 新住民に地域参加を促す
地域の安全を守ろう	地域がすること（共助） 安否確認を徹底する、話し合う場を設ける 行政がすること（公助） 街灯増設、パトロール強化

(4) 嶺南地区

地域の良いところ	
Aグループ	「地元で活動している様々な団体活動が活発」「隣近所のつながりが深く、コミュニケーション関係が良好」「区内に警察署や住民の防犯パトロールもあり、安全・安心な地域」「自然環境に恵まれ、落ち着いた住環境である」など
Bグループ	農村地区であることから、「自然が豊富、ごみが少ない」「区民が協力的、近所づきあいがある、地域交流が盛ん」「商店が充実し、買い物が便利」「親切な人が多い」など
地域の気になるところ	
Aグループ	新住民が増えている反面で「交流の場が少ない」、ひとり暮らし高齢者が増えているが、「個人情報保護」によって区長でもどこにひとり暮らし高齢者がいるのかわからずに困っている、「ポイ捨てのゴミが多い」「震災時の避難に対する不安」など
Bグループ	「子どもが少なく、遊び場も少ない」「高齢化に伴う諸課題への対応(災害時支援、閉じこもりなど)」「ゴミの不法投棄が多い」「道路拡張と店舗出店に伴う交通事故や歩行者の安全確保」など
主な課題と取り組み	
Aグループ	
課 題	取 り 組 み
交流の場を増やそう	住民がすること(自助) 普段からの挨拶や会合に参加する 地域がすること(共助) 団体活動を一層活発にし、参加者を増やす 行政がすること(公助) 交流できる場所や機会の充実(子どもの遊び場、イベント等)
団体の活動をもっと活発にしよう	住民がすること(自助) 団体や地域活動に参加するよう心掛ける 地域がすること(共助) 団体活動を一層活発にする 行政がすること(公助) 団体活動の支援とリーダー育成
一人暮らし高齢者等を守る	住民がすること(自助) 健康的な生活習慣や仲間づくり 地域がすること(共助) 地域で高齢者を支えるネットワークをつくる 行政がすること(公助) 支援組織づくりへの指導など地域活動への支援
Bグループ	
課 題	取 り 組 み
豊かな自然を守り、育てよう	住民がすること(自助) 各家庭の環境美化やゴミ拾いを行う 地域がすること(共助) 老人会、ボランティア、子ども会などが清掃活動を定期的に行う 行政がすること(公助) 自然保護や環境美化の啓発、環境整備デーの制定
地域交流を活発にして(子どもも高齢者も)豊かに暮らそう	住民がすること(自助) 子ども会や老人クラブなどの地域活動へ積極的に参加する 地域がすること(共助) 子ども、高齢者、新旧住民などが交流できる行事・イ

第3章 参考資料

	<p>ベントを考える</p> <p>行政がすること（公助） 地域リーダーの養成、子ども会加入促進の奨励、交流場所（公園、施設開放）や機会（盆踊り）を充実、ひとり暮らし高齢者の情報提供</p>
<p>安心・安全な地域づくりをしよう</p>	<p>住民がすること（自助） 交通ルールを守り、危険な場所や改善が必要な場所を確認する</p> <p>地域がすること（共助） 登下校時の交通指導や近隣関係を密にする（声掛け、見守り）</p> <p>行政がすること（公助） ハザードマップの作成、インフラの整備（防災無線、避難所、備蓄など）</p>

(5) 城西地区

地域の良いところ		
Aグループ	「田園と川があり、緑豊かで自然に恵まれている」「隣近所との付き合いが盛んで団結力がある」「子どもが増えた」など	
Bグループ	「緑豊かだが、自然災害が少ない」「駅の間地点でバス路線もあり、交通の便が良い」「近隣のつながりが深い」「地域のまとまりがある」「ボランティアの地域貢献」など	
地域の気になるところ		
Aグループ	「人口急増だが、行事への参加が少ない」「挨拶が少ない」「交通の便が悪い」「独居老人の増加」「防災無線が聞こえない」など	
Bグループ	「休耕田・廃田による自然環境悪化」「道路が狭く危ない」「街灯が少ない」「地域活動への関心の低下」「高齢者世帯の増加」「近くに商店がない」など	
主な課題と取り組み		
Aグループ		
課 題	取 り 組 み	
人とのコミュニケーションを図ろう	住民がすること（自助）	地域の行事に積極的に参加する、挨拶する、おせっかいする
	地域がすること（共助）	地域情報誌の作成や、世代別交流組織を確立する
	行政がすること（公助）	行政の核になる施設の機能充実（常勤職員の配置）
交通環境（住環境）を整備しよう	住民がすること（自助）	車を使わず歩く
	地域がすること（共助）	買い物のシステムを考え直す（インターネット、宅配）
	行政がすること（公助）	交通の整備（バス、道路拡幅）
Bグループ		
課 題	取 り 組 み	
自然環境を守ろう	住民がすること（自助）	ゴミ捨て場の確保、ゴミを拾う
	地域がすること（共助）	ゴミ箱を設置し掃除を定期的に行う、休耕田を有効活用（ソーラー、ひまわり植栽）
	行政がすること（公助）	休耕田対策、不法投棄防止対策
住環境を整備しよう	住民がすること（自助）	道路用地を提供
	地域がすること（共助）	登下校の見守り、ボランティアによる買い物代行
	行政がすること（公助）	道路の拡幅、移動販売への支援、有線放送の復活、防災無線の再配置
人間関係の再構築（地域の衰退を防ごう）	住民がすること（自助）	新住民への声掛け、自治会に誘う
	地域がすること（共助）	ひとり暮らしや高齢世帯のデータを地域で管理、集う場の設置、交流機会を増やす
	行政がすること（公助）	転入時の地域役員の紹介

## (6) 公平地区

地域の良いところ	
Aグループ	「交通の便が良い」「自然が豊かである」「買い物が便利」「近隣との交流が多い」「社会福祉協議会の活動が活発」「大学がある」など
Bグループ	「自然が豊かで住みやすい」「地域活動が活発で、まとまりがある」「支えあい活動が盛ん」など
地域の気になるところ	
Aグループ	「電車の便が悪い」「高齢者が行きやすい商店がなく、買い物が不便」「ボランティアへの関心が低い」「子どもが少ない」「病院や働く場所がない」「税金が高い」「犯罪が多い」など
Bグループ	「子どもが少なくなっている」「ひとり暮らし高齢者の増加」「新旧住民の交流がない」「道路環境が悪い」「高齢者の買い物が不便」など
主な課題と取り組み	
Aグループ	
課題	取り組み
高齢者が買い物をできる環境をつくる	住民がすること（自助） 買い物に出かける時は高齢者と乗り合わせる 地域がすること（共助） 学生ボランティアの活用、買い物バスサービスを実施 行政がすること（公助） 循環バスのルート、本数を増やす
安心安全のまちづくり	住民がすること（自助） 防犯ネットワークをつくる 地域がすること（共助） 防犯パトロールを実施する 行政がすること（公助） 交通安全施設の整備
積極的な住民参加による若年者との交流の促進	住民がすること（自助） 地域活動に積極的に参加する 地域がすること（共助） 高齢者から若者までが参加できる行事を開催 行政がすること（公助） 若者の就職支援
Bグループ	
課題	取り組み
生活の利便性向上	地域がすること（共助） 生活必需品の訪問販売の支援、高齢者ニーズ調査をする 行政がすること（公助） 住民が求めているものを把握し周知する、情報を共有する
地域活動の連携	住民がすること（自助） 新旧住民が一体化する 地域がすること（共助） 地域ネットワークを拡充する 行政がすること（公助） 情報を開示、周知させることで、地域活動の連携を深める
移動困難者対策	行政がすること（公助） 循環バスの運行、福祉バス、福祉タクシーを充実させる

(7) 丘山地区

地域の良いところ	
Aグループ	「集落のつながり」「近所付き合いがある」「自然豊かである」「子どもが挨拶できる」「地域の自主性が強い」など
Bグループ	「自然豊かである」「伝統行事が残っている」「都会への交通の便が良い」「自主的にパトロールを行っている」など
地域の気になるところ	
Aグループ	「交通の便が悪い」「高齢者が多い」「集落同士の交流がない」「子どもの遊び場がない」など
Bグループ	「バスの便が悪い」「病院が少ない、不便」「風紀が良くない」など
主な課題と取り組み	
Aグループ	
課題	取り組み
地域のつながりを強化しよう	住民がすること(自助) 井戸端会議や趣味の活動をする
	地域がすること(共助) 集落間の交流、高齢者を基軸とした集まりをつくる
	行政がすること(公助) 情報の共有化
地域活動の担い手を育成しよう	住民がすること(自助) 地域の文化を理解する
	地域がすること(共助) 役員の負担を減らす、若者を呼び込む
	行政がすること(公助) 交通網を充実する
Bグループ	
課題	取り組み
病院などへの移動手段の確保	地域がすること(共助) 誘い合って買い物に行く
	行政がすること(公助) 交通機関の整備、移動支援
治安の確保	住民がすること(自助) 防犯設備を整える
	地域がすること(共助) 防犯パトロールの強化、情報を共有する
	行政がすること(公助) パトロールや取り締まりの強化
地域活動の活性化	住民がすること(自助) 住民同士の協調性を強化する
	地域がすること(共助) 地産地消による青空市の実施、長寿会の組織制度を改める
	行政がすること(公助) 道の駅の設置、学校施設の開放、移動販売者の運営

(8) 大和地区

地域の良いところ	
Aグループ	「近所付き合いがある」「自然豊かである」「交流活動が盛ん」「子どもが挨拶できる」など
Bグループ	「地域活動(団体活動)が盛ん」「ゴミが少ない」「雄蛇ヶ池があるなど地区環境が良い」「近所同士の声掛けができています」など
地域の気になるところ	
Aグループ	「交通の便が悪い」「ゴミ出しのマナーが悪い」「街灯が少ない」「新旧住民の交流がない」「子どもの遊び場がない」「ひとり暮らし高齢者が増えている」「買い物が不便」など
Bグループ	生活環境についてのことが多く、「循環バスが不便」「交通の便が悪い」「犬の糞の始末が悪い」「スーパーが撤退し、不便」「ボランティアの減少、高齢化」「行事の参加が少ない」など
主な課題と取り組み	
Aグループ	
課題	取り組み
地域の活性化を進めよう	住民がすること(自助) 近隣との会話、行事に参加する
	地域がすること(共助) 様々な行事を実施する
	行政がすること(公助) 街灯を増やす、公園を作る
生活環境の利便性向上を図ろう	住民がすること(自助) 声掛け、ルール(ゴミ・ペット)を守る
	地域がすること(共助) 生活パトロールを行う
	行政がすること(公助) 交通基盤の充実、警察との連携
要援護者対策	住民がすること(自助) 家族ぐるみの支えあい、個人情報の一部公開
	地域がすること(共助) 要援護者情報の収集、行政とのネットワーク
	行政がすること(公助) ひとり暮らし高齢者の把握、高齢者の移動支援
Bグループ	
課題	取り組み
住みやすい地域にしよう	住民がすること(自助) 草刈り、犬の糞が始末できない人を注意する
	地域がすること(共助) 災害に備えたコミュニティをつくる
	行政がすること(公助) 交通安全施設の整備、循環バスの増便、道の駅の設置、青空市の実施
地域の行事を盛り上げよう	住民がすること(自助) 行事に参加する
	地域がすること(共助) 行事を計画し、参加を募る
	行政がすること(公助) ボランティアへの呼びかけ
地域の高齢者を見守ろう	住民がすること(自助) 高齢者と交流する
	地域がすること(共助) サロンの設置、ボランティアを行う
	行政がすること(公助) 高齢者の居場所づくり、循環バスの運行

(9) 正気地区

地域の良いところ	
Aグループ	「行事や地域活動の伝統が受け継がれている」「昔からのふれあいがある」「自然豊かで、住みやすい」「高齢者が元気」「各種団体の活動が盛ん」など
Bグループ	「スーパーや医療・福祉施設があり、生活環境が良い」「地域の交流が盛ん」「防犯パトロール、登下校の見守りがある」「高齢者の支援体制がある」など
地域の気になるところ	
Aグループ	「避難場所に問題がある」「人間関係が希薄」「生活排水、通学路の未整備」「交通の便が悪い」「若者、子どもが少ない」「医療機関が少ない」「ひとり暮らし高齢者の増加」「ふれあう場所が少ない」など
Bグループ	「歩道がなく、道路環境が悪い」「子どもの遊び場がない」「ゴミのポイ捨て」「新住民の参加が少ない」「登下校時の安全確保」など
主な課題と取り組み	
Aグループ	
課 題	取 り 組 み
地域住民のふれあいの機会を増やそう	住民がすること（自助） 挨拶、声掛けをする 地域がすること（共助） 地域の行事や各種団体の活動を活発にする 行政がすること（公助） ウォーキングロードを整備する
若い人が住みやすい環境をつくろう	住民がすること（自助） 子どもの見守りボランティアを行う 地域がすること（共助） 結婚や子育てへの支援、子どもが遊ぶ場所を確保 行政がすること（公助） 職場の確保、医療機関の整備
Bグループ	
課 題	取 り 組 み
生活環境を向上させよう	住民がすること（自助） ゴミを拾う、地元商店を利用する 地域がすること（共助） 定期的な清掃活動をする 行政がすること（公助） 通学路や歩道の設置
地域の交流を深めよう	住民がすること（自助） 行事に積極的に参加する 地域がすること（共助） 小学校の一層の活用、新旧住民と交流する 行政がすること（公助） 小学校と地域との一層の連携を図る
より安心安全な地域をつくろう	住民がすること（自助） 地域の見守りを率先して行う 地域がすること（共助） 登下校時の子どもやひとり暮らし高齢者の見守りを行う 行政がすること（公助） 通学路の安全対策、不審者情報の提供

(10) 豊成地区

地域の良いところ	
Aグループ	「近所付き合いがあり、地域の結束力がある」「自然豊かである」「福祉活動が活発である」「礼儀正しい」など
Bグループ	「福祉委員があり、高齢者福祉に力を入れている」「住民の交流が盛ん」「交流行事がある」「避難場所に困らない」「自然豊かである」「安全」「住環境が良い」など
地域の気になるところ	
Aグループ	「病院が近くにない」「買い物が不便」「道路環境が悪い」「子どもが少ない」「地域活動の参加者が少ない」など
Bグループ	「子どもが少ない」「ひとり暮らし高齢者が増加」「行事・ボランティアの参加者が少ない」「交通の便が悪い」「通学路がない」など
主な課題と取り組み	
Aグループ	
課 題	取 り 組 み
地域の活性化を図ろう	住民がすること(自助) 積極的に行事に参加する、挨拶をする
	地域がすること(共助) 老若男女が楽しむ行事を開催する
	行政がすること(公助) 住民活動への支援、公共施設の充実
子どもを増やそう (子育てしやすい環境づくり)	住民がすること(自助) 家庭を大切にする、親と同居・近くに住む
	地域がすること(共助) 子どもの見守り、遊園地を清掃する
	行政がすること(公助) 保育所や児童館の設置、医療機関を充実
Bグループ	
課 題	取 り 組 み
地域のリーダーを育てよう	住民がすること(自助) 休止した単位クラブを立ち上げる
	地域がすること(共助) 区長の任期を1期2年にする、リーダーをサポートする人をつくる
	行政がすること(公助) 区長の役割を明確にする
若い人、転入者を地域の輪に	住民がすること(自助) 親から声掛けをすること
	地域がすること(共助) 自治会への加入を義務化する、交流機会をつくる
	行政がすること(公助) 地域活動のPR活動

(11) 福岡地区

地域の良いところ	
Aグループ	「地域活動、福祉活動が盛ん」「地区内広報誌(年2回)も好評」「自然豊かである」「ふれあい活動がある」「犯罪が少ない」など
Bグループ	「ふれあい行事があり、まとまりがある」「巡回バスがある」「福祉ネット活動が盛ん」「様々なボランティア活動が活発」など
地域の気になるところ	
Aグループ	「交通が不便」「生活経費がかかる(組合費、土地改良)」「新旧の交流がない地域がある」「子どもや若い人が少ない」「高齢者世帯が多くなりつつある」など
Bグループ	「交通の便が悪い(循環バスでは時間がかかる)」「医療機関が少ない」「ゴミの不法投棄」「道路が悪く、街灯が少ない」など
主な課題と取り組み	
Aグループ	
課題	取り組み
地域の交流・ふれあいを大切にしよう	住民がすること(自助) これまでの行事を続ける 地域がすること(共助) 新旧住民や多世代の交流機会を増やす 行政がすること(公助) 交通の便を良くする
若者・子どもで賑わう地域にしよう	住民がすること(自助) 若者・子どもに体育祭への参加を呼び掛ける 地域がすること(共助) イベントを開催(史跡めぐり、マラソン大会など) 行政がすること(公助) 憩いの場を作る
交通手段を改善しよう	住民がすること(自助) 出かける時は車を乗り合わせる 地域がすること(共助) 交通ボランティアの育成、福祉タクシーの導入 行政がすること(公助) 交通の便を良くする
Bグループ	
課題	取り組み
福祉ネット活動の活性化	住民がすること(自助) 活動へ参加する 地域がすること(共助) 参加の呼びかけ、会費を徴収する 行政がすること(公助) 福祉ネット活動への助成
地域活動を活性化しよう	住民がすること(自助) 世代間交流の開催、街灯の点検、長寿会を活性化 地域がすること(共助) 広報・会報の発行、地域活動の見直し 行政がすること(公助) ゴミ出しの指導、災害時支援のための情報開示
交通手段の確保	行政がすること(公助) 巡回バス路線の延長、停留所の自由化

(12) 源地区

地域の良いところ	
Aグループ	「自然豊かである」「近隣のつながりが深い」「家庭菜園など交流の場がある」「子どもが純朴」など
Bグループ	「地域のまとまりがあり、交流が盛ん」「地区の見守り活動の実施」「自然に恵まれた住環境」など
地域の気になるところ	
Aグループ	「未婚の若者が多く、後継ぎがいない」「少子化・高齢化が進んでいる」「耕作放棄地が多い」「交通の便が悪い」「近隣に病院がない」「世代間交流がない」「空き家が増えている」など
Bグループ	「高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者の増加や農業後継者がいない」「交通の便が悪い」「地域活動の参加者が少なく、活気がない」「街灯が少なく、暗い場所が多い」など
主な課題と取り組み	
Aグループ	
課題	取り組み
若い人を増やそう	住民がすること（自助） 地域の特産物を作り、人を呼び込む
	地域がすること（共助） 薬王寺を活性化する（寺子屋）
	行政がすること（公助） 福島県の人を呼ぶ、源共和国をつくる、給食での地産地消
地域の働く場所を確保しよう	住民がすること（自助） 買い物ヘルパーなどの仕事を作る
	地域がすること（共助） 休耕田を活用し、JAと共同店舗を開く
	行政がすること（公助） 源の特徴を生かした道の駅、街の駅をつくる、中小企業を誘致する
Bグループ	
課題	取り組み
若者が地域に残れる取り組み	地域がすること（共助） 農地を集約化し、リーダーを育成する
	行政がすること（公助） 交通手段の整備、就業機会の創設
地域活動を活性化しよう	住民がすること（自助） 自治会や行事・イベントに参加する
	地域がすること（共助） 交流により繋がりを深める、団体活動のための人材を確保する
	行政がすること（公助） 人が集まる場の整備
見守り活動以外にできること	住民がすること（自助） 高齢者の買い物等の送迎を手伝う
	地域がすること（共助） 送迎の車を確保し支援する
	行政がすること（公助） 地域活動に必要な個人情報を提供する

### 3 節 関係団体へのヒアリング

#### (1) 趣旨

東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定する際の基礎資料とするため、高齢者支援、子育て支援、障がい者支援の各分野で地域福祉に携わる関係団体・機関に、活動に関する現状や課題、今後の方向性、地域福祉施策についてヒアリング調査を実施しました。

#### (2) 調査内容

1 現在、困っていること・課題
団体運営における課題・問題点・改善すべき点 地域や行政等との連携に関する課題・問題点 制度の変更等に伴い発生する課題・問題点 など
2 解決するための対応
3 今後の活動方向及び市、社協への提案・アイディア
団体としての今後の方向性 地域や行政、他団体等との連携のあり方 今後の活動にあたってのポイントとなること など
4 その他
東金市に足りない地域福祉策 東金市が今後重点的に進めるべき地域福祉施策 など、市の福祉環境を良くするための意見

共通設問・自由記述形式

(3) 調査団体

ヒアリング調査を実施した関係団体・機関は以下のとおりです。

子育て支援分野 (10 団体)	高齢者支援分野 (16 団体・機関)
東金市子ども会育成協議会 東金市PTA連絡協議会 親業フォローアップの会(地域の子育て家庭への支援) 東金市家庭児童相談室 らっこクラブ 東金市おもちゃの図書館とんとん 自主保育おひさまはらっぱ 東金市簡易マザーズホーム ユニヴァーサル雙葉学園 東金市母子保健推進協議会	東金市長寿の会連合会 老人福祉センター 健康居合クラブ マヒ・ブア 陶友会 歌謡勉強会 プラチナ・ケアプランサービス東金 パラメディカル株式会社 ケアセンター24 指定居宅介護支援事業所 白樺 マーチン介護サービス東金 ヤックス東金田間訪問介護支援センター 老人ケアセンター浅井 東金市食生活改善協議会 ヘルスサポーターの会「ふれあい」 東金市地域包括支援センター 社団法人東金市シルバー人材センター
障がい者支援分野 (3 団体・機関)	その他 (3 団体・機関)
東金市身体障害者福祉会 東金市手をつなぐ親の会 山武郡市精神障害者家族会(のぞみ会)	東金商工会議所 東金市ボランティア連絡協議会 東金市消防団

(4) 意見の概要

1 現在、困っていること・課題	
子育て支援分野	参加者が限られていること、そのため運営するスタッフへの負担増、活動場所の確保や機能性の問題、行政との連携などが主な課題としてあげられています。
高齢者支援分野	人材の確保や、高齢者のいきがづくり、福祉の多様化により相談に適切に応えられないなどが主な課題としてあげられています。
障がい者支援分野	職員・会員不足、障がい者やその家族の高齢化（親亡き後の生活）、地域や行政との連携などが主な課題としてあげられています。
その他分野	スタッフの減少、行政との連携、リーダー候補育成などが主な課題としてあげられています。
2 解決するための対応	
子育て支援分野	他機関・団体との連携を図りながら、おおむね現状維持での活動の継続を検討していることがうかがえます。
高齢者支援分野	他機関・団体との連携を図りながら、人材の確保や地域生活の支援を目指していることがうかがえます。
障がい者支援分野	地域の障がい者への理解促進、行政やさまざまな関係機関との連携などを希望する団体があることがうかがえます。
その他分野	行政や他団体との連携を強化できる体制づくりを目指していることがうかがえます。
3 今後の活動方向及び、市、社協への提案・アイデア	
子育て支援分野	行政との連携強化を望んでおり、他団体との連携を図りながら、人材の確保や活動の継続または拡充も目指しています。
高齢者支援分野	行政や他団体との連携の強化を図り、活動内容の情報発信を通して地域住民への周知を希望しています。
障がい者支援分野	障がい者の雇用確保、人材の確保を望んでおり、行政との連携、または指導を期待しています。
その他分野	行政との連続性のある連携強化を望み、また現在の活動を積極的に行うことを図っています。

## 4 節 東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱・名簿

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により、東金市における地域福祉を計画的、効果的に推進するため、東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画（以下「福祉計画及び福祉活動計画」という。）を策定することを目的として、東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉計画及び福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) その他福祉計画及び福祉活動計画の策定に関して必要な事項。

(組織)

第3条 策定委員会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉及び保健団体関係者
- (4) 福祉関係事業者
- (5) 地域団体関係者
- (6) 公募による市民
- (7) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、企画の策定が終了した時までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 策定委員会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決定するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて策定委員会に関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

第3章 参考資料

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(敬称略)

区 分	役職名等	氏 名
第1号委員 学識経験者	東金市議会 文教厚生常任委員会委員長	大野 政 廣
	城西国際大学 福祉総合学部 教授	石田 路 子
	東金市区長会連合会 会長	織本 雄 二
第2号委員 医療関係者	山武郡市医師会 理事	佐藤 成 信
第3号委員 福祉及び 保健団体関係者	東金市障害者福祉団体連絡協議会 会長	鎗田 敏 光
	東金市民生児童委員協議会 会長	川 嶋 正 明
	東金市母子保健推進協議会 会長	上木 名 慧子
	東金市家庭相談員	服部 田 鶴子
第4号委員 福祉関係事業者	居宅介護支援事業所関係者 (社会福祉法人ゆりの木会居宅愛護支援センター主任)	山下 恵 子
	東金市社会福祉協議会 会長	外山 允 一
第5号委員 地域団体関係者	東金市長寿の会連合会 会長	永田 乙 彦
	東金市ボランティア連絡協議会 会長	遠山 みつ子
	福岡地区福祉ネット 代表	片桐 昭 泰
第6号委員	公募市民	新井 康 美
		増田 知 子

## 5 節

### 東金市地域福祉計画策定庁内検討委員会設置要綱・名簿

#### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定にあたり、庁内関係部局の職員（東金市社会福祉協議会の職員を含む。）により必要な事項を検討するため、東金市地域福祉計画策定庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉計画の策定にかかる調査研究に関すること。
- (2) その他、福祉計画の策定に必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員長は、市民福祉部長をもって充てる。

#### (会議)

第4条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員から必要な事項について聴取し、または検討委員会に出席させることができる。

#### (庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

#### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成23年2月1日から適用する。

この要綱は、福祉計画策定の日によりその効力を失う。

区分	所属	役職
委員長	市民福祉部	市民福祉部長
委員	企画政策部	企画課長
	総務部	総務課長
	市民福祉部	社会福祉課長
		子育て支援課長
		高齢者支援課長
		健康増進課長
	建設経済部	産業振興課長
	教育部	学校教育課長
		生涯学習課長
	社会福祉協議会	事務局長

## 6 節

## 計画策定経過

年 月 日	会 議 等 名
平成 23 年 3 月 16 日	第1回庁内検討委員会 (東日本大震災の影響により開催できず、資料配布のみ) ・地域福祉計画の位置づけと概要について ・策定方針とスケジュールについて
平成 23 年 7 月 1～20 日	市民アンケートの実施
平成 23 年 7 月 2、9、10 日	地域福祉座談会の実施(第1回)
平成 23 年 8 月 6、7、21 日	地域福祉座談会の実施(第2回)
平成 23 年 10 月 14 日	第2回庁内検討委員会 ・市民アンケートの調査結果について ・地域福祉座談会の実施結果について ・東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画(原案)について
平成 23 年 10 月 26 日	第1回策定委員会 ・委嘱状交付・委員紹介 ・委員長・副委員長の選出 ・市民アンケートの調査結果について ・地域福祉座談会の実施結果について ・東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画(原案)について
平成 23 年 11 月	関係団体ヒアリング調査 (12月にインタビュー調査を実施)
平成 23 年 12 月 21 日	第3回庁内検討委員会 ・関係団体ヒアリング調査結果について ・東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)について
平成 24 年 1 月 11 日	第4回庁内検討委員会 ・東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)について
平成 24 年 1 月 20 日	第2回策定委員会 ・関係団体ヒアリング調査結果について ・東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)について
平成 24 年 2 月 14 日～3 月 13 日	パブリックコメントの実施
平成 24 年 3 月 15 日	第5回庁内検討委員会 ・東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について ・東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)に対するパブリックコメントの結果について
平成 24 年 3 月 21 日	第3回策定委員会 ・東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)に対するパブリックコメントの結果について ・東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)の検討・承認

## 7 節

## 用語説明

< あ行 >	
<p>NPO …P4・55・56・60・66</p>	<p>Non-profit organization の略。民間非営利組織のこと。ボランティア団体、福祉公社、協同組合などの営利を目的としない団体をいう。平成10年に施行された「特定非営利活動促進法」により設立された法人を特定非営利活動法人(NPO法人)という。</p>
< か行 >	
<p>介護サービス …P45</p>	<p>介護保険法で定められた法定サービスには、要介護者を対象に居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスがあり、要支援者を対象に、介護予防サービス、介護予防地域密着型サービスに区分されている。</p>
<p>介護予防事業 …P5・37・39・45・75</p>	<p>要支援や要介護状態になることを予防し、住み慣れた地域で、いつまでも元気で、自分らしく暮らしていくための事業。</p>
<p>学習障がい(LD) …P14</p>	<p>Learning Disabilities の略。知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するのうち、特定領域の習得や使用が著しく困難であるという特徴を持つこと。</p>
<p>虐待 …P22・26・32・39・41・43・62</p>	<p>虐待とは立場の弱い者にとって不適切あるいは不当な扱いを受けること。児童・高齢者・障がい者などに対する肉体的、精神的な虐待、保護者・介助者などの怠慢や拒否(ネグレクト)、健康状態を損なう放置、などをいう。これらを防止・根絶するために、児童虐待防止法、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法などが制定された。</p>
<p>権利擁護 …P22・26・32・41・42・61</p>	<p>社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」のなかで、自己決定能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などが福祉サービスを利用する際の手続きの援助や、日常的な金銭管理などを行う事業のことをいう。 広義には、高齢者や障がい者をはじめ、子どもや女性などを含めた社会的弱者の人権・生命・財産などを侵害されることがないように擁護する取り組み全般をいっている。</p>
<p>合計特殊出生率 …P13</p>	<p>合計特殊出生率とは、15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。出生数は出産適齢期(15～49歳までの女子)の人数により変化するため、適齢期の人数に影響されることがなく出生状況を把握するために用いられている。一般に、1人の女子が2.07人の子供を産めば、人口の水準が保たれるといわれる。</p>
<p>高次脳機能障がい …P14</p>	<p>病気や外傷などの原因により脳が損傷され、その後遺症として記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障がいをきたすこと。</p>
<p>広汎性発達障がい …P14</p>	<p>知的障がいを伴う自閉症・高機能自閉症・アスペルガー症候群などを包括した発達障がいの総称。対人的な反応に障がいがあり、場面に即した適切な行動が取れない、言語・コミュニケーション障がいがある、想像力障がいがあり興味や活動が限定的で強いこだわりがある、反復的な行動(常同行動)を取る、などの特徴をもつ。</p>
< さ行 >	
<p>災害時要援護者 …P52</p>	<p>災害時に援護が必要な人。安全な場所への避難や、適切な防災行動をとることが困難な方々を把握し、災害時に地域ぐるみで支援するために登録を促進している。具体的には、ひとり暮らしや寝たきりなどの高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国籍市民などが考えられる。 プライバシー保護の問題から取り扱いには注意を要する。</p>

<p>社会福祉法 …P2・3・17・91・93</p>	<p>社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。</p>
<p>障害者基本法 …P5</p>	<p>障がい者の自立及び社会参加支援等のため、基本的理念、国・地方公共団体等の責務、施策の基本的事項を定めるとともに、施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的とする法律。平成23年に障がいの定義などが改定された。</p>
<p>障害者自立支援法 …P5・45</p>	<p>平成18年4月施行。身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がい共通の施策として障がい者の自立を支援するという主旨のもと成立した。利用者に原則1割の自己負担を求める応益負担の制度であることから、障がいが高く所得が低い人ほど負担が重くなるといった課題が指摘され、「障害者自立支援法」を改正する方向で対応が進んでいる。</p>
<p>シルバー人材センター …P21</p>	<p>高齢者雇用安定法に基づき、概ね60歳以上の人を対象として、臨時的で短期的な仕事を無料で紹介する公益法人。都道府県知事の指定により市町村に設置される。</p>
<p>生活習慣病 …P5・23</p>	<p>食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症・進行に關与する疾病群。平成8年に「成人病」から名称変更された。インスリン非依存性糖尿病、高脂血症、高血圧、肥満、脳血管疾患、悪性新生物、アルコール性肝臓病、歯周病などが含まれる。</p>
<p>成年後見制度 …P26・41・42</p>	<p>認知症、知的障がいや精神障がい等により判断能力が十分でないため、財産管理や福祉サービスを受ける契約を結ぶことに不安や困難がある人に代わって、本人の権利を保護し、生活を支援する制度のこと。</p>
<p>&lt;た行&gt;</p>	
<p>地域包括支援センター …P38・39・42・43</p>	<p>地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、人口2～3万人につき1か所を目安として設置される施設。要介護者、要支援者だけでなく、地域のすべての高齢者が要介護状態とならないよう、介護予防のマネジメント(調整・管理)、高齢者とその家族に対する相談・支援、高齢者の権利擁護、ケアマネジャー(介護支援専門員)に対する支援などの事業を行う。</p>
<p>注意欠陥/多動性障がい(ADHD) …P14</p>	<p>Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略。発達障がいの一種で、脳の神経伝達物質の活動の問題が原因となる。 先天的なものであり、集中力がない、不注意、衝動的、1つのことを最後まで完成できない、じっとしてられないなどが挙げられるが、症状は、個人的にも異なる。</p>
<p>ドメスティック・バイオレンス …P41・43</p>	<p>「家庭内暴力」と訳されるが、「夫、恋人など親密な関係にある男性から女性に対する暴力」と定義される。「親密な関係」の範疇には配偶者である夫に限らず、元夫、交際相手、元交際相手、婚約者など幅広い関係が含まれる。</p>
<p>&lt;な行&gt;</p>	
<p>難病 …P14・15</p>	<p>原因不明で治療法が未確立の疾病であり、かつ後遺症を残すおそれが多い疾病のうち、慢性的で負担の大きい疾患を難病と呼び、その中で指定された疾患を特定疾患として、疾病に係る医療費が一部公費負担される。</p>
<p>認知症 …P22・26・41・42・57・61・64</p>	<p>介護保険法では「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」として定義している。従来の「痴呆」という言葉からは誤解や偏見を生みやすいと指摘され、平成16年、「認知症」へと名称が改められた。</p>

ノーマライゼーション …P2	高齢者や障がい者などを特別視するのではなく、社会の一員として、地域の中でともに生活することが当然の姿であるという考え方。
<は行>	
発達障がい …P14	発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。
パブリック・コメント …P8	直訳すると公衆(国民・住民・市民など)の意見のこと。特に「パブリック・コメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。または、意見公募の手続きそのものを指す言葉としても用いられる。
バリアフリー …P23・35・37・50	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。もとは物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味で用いられるようになっていく。
ボランティア …P18・19 他多数	自主性、無償性、公益性などに基づく活動のこと。近年は有償ボランティアもある。ボランティア活動を支援するために社会福祉協議会にボランティア・市民活動センターが設置されている。
<ま行>	
民生委員・児童委員 …P18・20 他多数	地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣の委嘱を受けている。社会福祉の精神により地域住民の立場にたった相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、福祉事務所などの行政機関への協力、地域児童の健全育成などの活動を行っている。
<や行>	
ユニバーサルデザイン …P50	身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築実現をめざしたものの。
<ら行>	
療育手帳 …P14	知的障がい者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がい程度を判定し、県知事が交付するもの。
<わ行>	
ワーク・ライフ・バランス …P29・30・31・56	仕事と生活を調和させることで、働く人が仕事上の責任と仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければならないこととの両者を無理なく実現できる状態のこと。「仕事と生活」というと、「仕事と家庭」または「仕事と育児」と捉えられることが多いが、ワーク・ライフ・バランスの場合の「生活」の意味はもっと広く、家族構成、年齢、性別に関係なく、働く人すべてが営んでいる家庭生活、地域活動、学習などの「仕事以外の活動」が含まれる。



## 東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画

---

発行年月：平成24年3月

発行・編集：東金市 市民福祉部 社会福祉課  
社会福祉法人 東金市社会福祉協議会

### 【東金市 市民福祉部 社会福祉課】

所在地：〒283-8511 千葉県東金市東岩崎 1-1  
電話：0475(50)1111（代表） ファクス：0475(50)1232（課直通）  
ホームページ：<http://www.city.togane.chiba.jp/>

### 【社会福祉法人 東金市社会福祉協議会】

所在地：〒283-0005 千葉県東金市田間 421（ふれあいセンター2階）  
電話：0475(52)5198（代表） ファクス：0475(52)8227  
ホームページ：<http://www.togane-shakyo.jp/>